

令和 5 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

令和 5 年 12 月 5 日 開会

令和 5 年 12 月 19 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

## 令和5年第4回美浜町議会定例会会議録目次

### 12月5日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第8号から議案第51号まで13件一括提案説明	4
散会	12

### 12月7日（木曜日）第2号

議事日程	13
会議に付した事件	13
会議に出欠席した議員	13
説明のため出席した者の職、氏名	13
職務のため出席した者の職、氏名	13
開議の宣告	13
町政に対する一般質問	14
○7番 中須賀 敬議員	14
1 運動公園陸上競技場について	
(1) 陸上競技場のオープンはいつですか。	
(2) オープンの記念式典は。	
(3) オープニングイベントは。	
(4) 陸上競技場を核とした総合的な運営計画は。	
(5) 令和8年度以降の運営は。	
2 美浜町の人事行政について	
(1) 第1次～第5次定員適正化計画実施の評価は。	
(2) 第6次定員適正化計画について	
(3) 満60歳で令和5年度末を迎える職員について	
(4) 有給休暇の消化日数は。	
(5) 男性職員の育児休暇の状況は。	
(6) 職員全体での業務に向かう働き甲斐について	
○10番 荒井勝彦議員	22
1 これからの美浜町消防団について	

(1) 女性消防団員の登用は。	
(2) 班編成の再考と詰所整備計画は。	
(3) 操法大会を南知多町と合同で行う考えは。	
2 子育て支援施策について	
(1) おむつ無償化の成果は。	
(2) 子育て世代住宅取得支援について	
3 降雹被害について	
(1) 町有財産の被害状況は。	
(2) 農業関連の被害状況と復旧支援対策は。	
○5番 橋場友昭議員 .....	31
1 美浜町の道路整備について	
(1) 知多東部線、知多西部線の今後の見通しは。	
(2) 隣接市町との連携状況は。	
2 美浜町の通学路対策について	
(1) 通学路の対策箇所は。	
(2) 今後の通学路の対策は。	
○2番 茶谷佳宏議員 .....	36
1 町民の健康増進について	
(1) 帯状疱疹ワクチン接種費用の助成を実施しないか。	
(2) 新型コロナワクチン接種費用の助成を実施しないか。	
(3) 健康マイレージ事業をより一層広める考えは。	
2 学校給食について	
(1) 令和6年度の学校給食費はどのように考えていますか。	
(2) 学校給食センターの運営は。	
3 学校再編第2回住民説明会の結果について	
(1) 住民説明会の内容は。	
(2) 今後の進め方はどのように考えていますか。	
○11番 大岩 靖議員 .....	46
1 河和南部地区養鶏場に対する臭気対策について	
(1) 切山地区における畜産クラスター事業の進捗状況は。	
(2) 現存の養鶏場の対応状況は。	
(3) 8月に開催された知多南部地区養鶏対策協議会の協議内容は。	
2 美浜町同報無線について	
(1) 現在の同報無線の受信状況は。	
(2) ラジオ付戸別受信機を特別価格で販売する考えは。	
散 会 .....	56

議事日程	5 7
会議に付した事件	5 7
会議に出欠席した議員	5 7
説明のため出席した者の職、氏名	5 7
職務のため出席した者の職、氏名	5 8
開議の宣告	5 8
議案第42号（質疑・委員会付託）	5 8
議案第43号（質疑・委員会付託）	5 9
議案第44号（質疑・委員会付託）	5 9
議案第45号（質疑・委員会付託）	5 9
議案第46号（質疑・委員会付託）	5 9
議案第47号（質疑・委員会付託）	6 1
議案第48号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第49号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第50号（質疑・委員会付託）	6 3
議案第51号（質疑・委員会付託）	6 3
発議第7号（提案説明・質疑・討論・採決）	6 4
小中学校再編調査研究特別委員会委員の選任	6 5
散 会	6 6

12月19日（火曜日）第4号

議事日程	6 7
会議に付した事件	6 7
会議に出欠席した議員	6 7
説明のため出席した者の職、氏名	6 7
職務のため出席した者の職、氏名	6 8
開議の宣告	6 8
議案第42号から議案第45号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	6 9
議案第46号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 2
議案第47号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 3
議案第48号から議案第49号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 4
議案第50号から議案第51号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 6
議案第52号から議案第53号まで2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	7 7
議会閉会中の継続調査事件について	8 1
閉 会	8 2

令和5年12月5日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月5日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第8号 専決処分事項の報告について

報告第9号 専決処分事項の報告について

報告第10号 専決処分事項の報告について

議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例について

議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都筑新悟君	2番	茶谷佳宏君
3番	大崎暁美君	4番	丸田博雅君
5番	橋場友昭君	6番	野田謙弥君
7番	中須賀敬君	8番	森川元晴君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	野田増男君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	中村裕之君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	宮原佳伸君
教育部長	夏目勉君	総務課長	百合草俊晴君

秘書課長	大松知彰君	企画課長	戸田典博君
防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	谷川雅啓君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	竹内健治君
会計管理者	宮崎典人君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

[午前9時00分 開会]

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、去る12月2日、第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が愛・地球博記念公園にて開催されました。当日は応援に行かせていただき、最後まで諦めずに全力で走り抜く選手たちを間近に見て、胸が熱くなりました。

美浜町の成績は8位で、昨年度より2つ順位を上げましたので、モリコロ賞を受賞しました。

また、美浜町の選手は3つの区間で5位までに入っておりました。

来年には、陸上競技場がオープンしますので、快適で効果的なトレーニングができますし、新しい施設での練習は、モチベーションが上がるとお思いますので、来年の大会はさらに素晴らしい走りを見せてくれることと期待しております。

では、会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、皆さん、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

私ごとですが、週末にちょっと腰を痛めまして、動きがぎこちないのでお許しいただきたいと思うわけですが、小中一貫校の説明会、開催させていただきました。約300名ほどの方々が来ていただきました。いろいろな意見をいただきました。おおむねアンケートを見ると、御理解いただいた方が多くの方かなという印象ですが、今回の議会においても、議員さんで調査研究の特別委員会をつくるようなものが上程されてくると伺っております。私どもとしては、町としては、説明会でもお話をした日本福祉大学の敷地内に造るということが、

やはり、財政のことももちろんありますけれども、いかに魅力ある、特色ある学校を造っていくかということを考えたときに、ベストな選択であると思っているし、ここしかないと思って今後進めさせていただきたいと思っております。

皆様方には、住民の代表として各それぞれの支援者をはじめとする地域の方々の御意見、御要望あるいはお声を集めていただいて、また私どもにお届けさせていただきたいと思っておりますし、また町が進めている小中一貫校、こういうものだ、なぜやるんだとか、そういったことをまた住民の方々にフィードバックをしていただきたい、そのように思います。

今回の議会では、それだけではなくて、来年度に向けた乳児の受入れを増やすための保育所の改修であったり、児童館なのですけれども、あるいは河和に複合施設を造っていくための設計委託、こうしたものも載っておりますので、慎重に御審議いただきまして、ぜひ一緒にいいまちづくりを進めていきたいと考えております。

非常に寒くなってきました。インフルエンザもとてもはやっているということで、皆様方、お体御自愛いただき引き続き御支援いただきたい、御協力いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

#### ○議長（大嵯暁美君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、令和5年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたので、御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（大嵯暁美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 野田謙弥議員、8番 森川元晴議員を指名いたします。両議員、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（大嵯暁美君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間と決定しました。

---

日程第3 報告第8号 専決処分事項の報告についてから

議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで13件一括提案説明

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、報告第8号 専決処分事項の報告についてから議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上13件を一括議題といたします。

以上13件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日御提案申し上げますのは、報告第8号 専決処分事項の報告についてをはじめとして13件でございます。早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案書のファイルをお開きください。

1ページ、報告第8号です。専決処分事項の報告についてでございますが、去る8月15日火曜日、台風7号の強風により、美浜町大字野間字中町111番地付近に設置した消火栓ボックスが転倒し、隣接する店舗看板に接触し、損傷を与える事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額18万3,682円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、令和5年10月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われることとなっております。

次に、報告第9号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る9月1日金曜日午後11時頃、美浜町大字奥田字海道田146番3、認定外道路におきまして、軽自動車が進むの上を通行した際、蓋の鉄板が跳ね上がり、車体下部と接触し、マフラーを全損する事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額14万7,763円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、令和5年10月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われることとなっております。

次に、報告第10号 専決処分事項の報告についてでございますが、6月定例会において請負契約の議決をいただきました町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事において、当初の山王川右岸側の橋梁下部工に追加し、事業推進のため、左岸側の橋梁下部工にて施工する鋼管ぐい製作の増工及び仮設工事の工法変更により178万5,300円を増額し、変更前の契約金額6,248万円を変更後の契約金額6,426万5,300円とする変更協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結について、令和5年11月22日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

次に、議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和5年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、28ページ、議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第43号と同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてでございますが、農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するため、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、41ページ、議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書のファイルをお開きください。

1、2ページ、議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億9,675万4,000円を追加し、補正後の予算総額を90億6,764万5,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は繰越明許費の補正でございます。

次に、47、48ページをお願いします。

議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出の総額を増減なしとし、補正後の予算総額を22億8,608万1,000円とするものでございます。

次に、55、56ページをお願いします。

議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,431万1,000円を追加し、補正後の予算総額を19億6,299万8,000円とするものでございます。

次に、73、74ページ、議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ23万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3,640万8,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。

次に、93、94ページをお願いします。

議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、第2条におきまして、収益的支出を47万9,000円増額し、補正後の予算額を5億1,504万5,000円とし、第3条におきまして、資本的支出を123万6,000円減額し、補正後の予算額を3億661万4,000円とするものでございます。第4条では、予算第7条で定めた職員給与費の金額を減額するものでございます。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

なお、議案第42号から議案第51号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（中村裕之君）

それでは、再びタブレットの議案書のファイルをお開きください。

初めに、議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、16ページ、資料1、美浜町職員の給与に関する条例新旧対照表第1条関係を御覧ください。

本条例の改正は、一般職員に係る給料月額及び期末・勤勉手当支給率の改正で、2条立ての改正を行っております。

改正の内容については、第1条では、給料表の改正として、給料月額について、令和5年4月に遡り、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で、全体として平均1.1%を引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給率である年間4.4月を年間4.5月に改め、令和5年12月に0.1月分を増額支給するものでございます。

26ページを御覧ください。

第2条では、第1条で改正する期末・勤勉手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和6年6月及び12月の期末・勤勉手当の支給をおのおの0.025月分増額するものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、30ページ、資料2を御覧ください。

本条例の改正は、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給率の改正で、2条立ての改正を行っております。

改正の内容については、第1条では、期末手当の支給率を令和5年12月の期末手当に0.1月分を加算し、年間3.3月を3.4月に改正するものでございます。

第2条では、第1条で改正する期末手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和6年6月及び12月の支給率をおのおの1.7月とするものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、33ページ、資料3を御覧ください。

本条例の改正は、議会議員に係る期末手当の支給率の改正で、2条立ての改正を行っております。

改正の内容については、議案第43号と同様に第1条では、期末手当の支給率を令和5年12月の期末手当に0.1月分を加算し、年間3.3月を3.4月に改正するものでございます。

第2条では、第1条で改正する期末手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和6年6月及び12月の支給率をおのおの1.7月とするものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第42号から議案第44号の説明は、以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてでございますが、今回の条例制定及び関係例規の改正と廃止につきましては、農業集落家庭排水処理施設の設置と経営の基本に関する事項に、地方公営企業法を適用するとした国の方針に基づき行うものでございます。

また、これを機に事業名から「家庭」という言葉を削除し、美浜町農業集落排水事業とするものでございます。それでは、議案書の35ページの条例本文を御覧ください。

第1条では、美浜町農業集落排水事業の設置について定めております。

第2条では、当事業が事業の経費を経営に伴う収入、いわゆる使用料をもって充てることから、地方公営企業法のうち、財務規定等の一部を適用することを規定しております。

第3条では、経営に関する基本事項として、経営の原則と事業規模を規定するもので、第1項では地方公営企業法第3条の経営の基本原則を引用しております。

第2項では、本町の農業集落排水事業の処理施設の名称、位置、処理区域、処理区域の面積、処理人口、処理能力を事業の規模として規定しております。

第4条では、貴重な資産である一定額以上の動産、不動産や、一定面積以上の土地を取得する、または処分する場合は、予算で定めなければならないという規定で、一定額及び一定面積につきましては、地方公営企業法施行令（第26条の3、別表第2）により、町村の場合、700万円以上、5,000平米以上と定められているそれぞれの数値を採用しております。

36ページを御覧ください。

第5条では、職員の賠償責任が生じた場合に、議会の同意を得ることなく賠償責任についての免除を弾力的に行われるよう、その許容額をあらかじめ定めるもので、賠償額が10万円以上の場合には、議会の同意が必要であると規定しております。

第6条では、負担つきの寄附または贈与の受領や町の義務に属する損害賠償額の決定につきまして、議会の議決を要する額を規定しております。金額につきましては、美浜町水道事業の設置等に関する条例を参考にしております。

第7条では、公営企業の業務状況を説明する書類を作成し、最低、年度に2回、当該地方公共団体の長への提出と公表することが義務づけられ、その内容を定めております。

第1項では、対象の期間、第2項では説明する書類の内容、第3項では天災等やむを得ない事由の場合の作成期限を定めております。

また、附則では、第1項で本条例の施行日を令和6年4月1日と規定しております。

37ページを御覧ください。

附則の第2項以下では、この条例の制定により影響する関係条例の改正及び廃止を規定しております。

第2項におきましては、美浜町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の題名及び字句の改正を行っております。

第3項では、美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計条例の廃止を規定しております。

第4項では、美浜町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例につきまして、今回、設置条例を別で制定することに伴いまして、題名及び字句の改正並びに別表の繰上げを行っております。

議案第45号の説明は、以上でございます。

#### ○厚生部長（高橋ふじ美君）

それでは、41ページ、御覧ください。

次に、議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を減額するため、本条例を改正するものでございます。

45ページ、資料の5、美浜町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容については、第24条第3項では、出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の減額についての規定を、第25条の3では、出産被保険者に係る届出についての規定を新設するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年1月1日とするものです。

議案第46号についての説明は、以上でございます。

#### ○総務課長（百合草俊晴君）

次に、議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書19、20ページを御覧ください。

1款、1項、1目議会費の議会運営事業では、時間外勤務手当の増を、職員人件費では、人事異動による給料、職員手当及び共済費の増減を計上いたしました。

なお、各款にわたり、時間外勤務手当について人事異動等に伴う増、職員人件費について人事院勧告による給料及び手当の増、人事異動による人件費の増減が計上されております。このページ以降、各款の時間外勤務手当及び職員人件費の説明は省略をさせていただきます。

21、22ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の特別職人件費では、特別職に係る職員手当等の減及び職員共済組合負担金の増を、2目人事管理費、人事管理事業では、会計年度任用職員報酬、職員手当等、共済費、旅費の減を計上しました。

6目財産管理費では、公用車管理事業について一般財源から諸収入への財源更正を、9目交通安全対策費の交通安全対策事業では、光熱水費の減を、11目基金費の基金積立事業では、譲与税の事業充当に伴う森林環境譲与税基金積立金の減を計上いたしました。

23、24ページを御覧ください。

3項、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務では、住基システム改修業務に係る委託料の増を計上いたしました。

25、26ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の価格高騰重点支援給付金給付事業では、給付に要する経費を、2目老人福祉費、介護保険事業では、介護給付費及び事務費の増に伴う介護保険特別会計操出金の増を、3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業では、障害福祉サービスシステム改修に係る委託料及び障害福祉サービス費の増を、地域生活支援事業では、相談支援事業負担金の増を計上いたしました。

27、28ページを御覧ください。

4目福祉医療費の福祉医療費支給事業では、支給見込みの増に伴う子ども医療費の増を、6目国民健康保険費の国民健康保険事業では、産前産後の国民健康保険税減額制度開始に伴う国民健康保険特別会計操出金の増を計上いたしました。

2項児童福祉費、2目保育所費、保育所運営事業では、私的理由保育対応等による会計年度任用職員報酬の増、野間保育所トイレ及び河和保育所屋内消火栓の修繕に対応する修繕料の増、河和保育所乳児室の改修等に係る保育所施設維持修繕工事費の増を計上いたしました。

29、30ページを御覧ください。

3目児童福祉施設費、わかば園運営事業では、柵及び靴箱設置に伴う工事請負費の増を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、保健センター管理運営事業において、燃料費及び修繕料の増を、2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、健康管理システム改修に係る委託料の増を、3目保健対策費、母子保健事業では、母子保健衛生費国庫補助金の過年度返還金を計上いたしました。

31、32ページを御覧ください。

3項、1目知多南部衛生組合分担金では、分担金補正に係る分担金の減を、6款農林水産業費、5目農地費、農地事務では、農業集落家庭排水処理施設特別会計繰出金の増を計上いたしました。

33、34ページを御覧ください。

7款、1項商工費、2目商工振興費では、一般財源から国庫支出金への財源更正を計上いたしました。

35、36ページを御覧ください。

9款、1項消防費、2目非常備消防費の非常備消防事業では、消防団詰所の設計業務の委託料の増を、4目災害対策費の災害対策事業では、個別受信機購入に係る消耗品費の減及び同報無線整備に係る工事請負費の増を、10款教育費、1款教育総務費、2目事務局費の特別職人件費では、特別職に係る職員手当及び共済費の増を計上いたしました。

37、38ページを御覧ください。

2項小学校費、2目教育振興費の教育振興事業では、教師用教科書の購入に係る消耗品費の増を、3項中学校費、1目学校管理費の中学校施設整備事業では、河和中学校スロープ設置等に係る工事請負費の増及び車椅子用昇降機等の備品購入費の増を計上いたしました。

39、40ページを御覧ください。

5項保健体育費、3目学校給食センター運営費の学校給食センター運営事業では、物価高騰への対応のため、燃料費及び賄い材料費の増を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明をいたします。

13、14ページをお願いします。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税においては、歳入の増減額はございませんが、充当事業の財源更正の関連により表記をしております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金及び産前産後保険料負担金の増を、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金においては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増を、2目民生費国庫補助金においては、障害福祉サービスシステム改修に係る障害者総合支援事業費補助金の増を、3目衛生費国庫補助金においては、健康管理システム改修に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金の増及び産前産後国保税負担分となる保険基盤安定負担金の増を計上いたしました。

15、16ページを御覧ください。

2項県補助金、2目民生費県補助金においては、子ども医療費支給見込み増に伴う福祉医療費補助金の増を、6目消費費県補助金においては、個別受信機の購入数減に伴う南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金の減を、17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入においては、土地の売却収入を、18款、1項寄附金、2目民生費寄附金においては、児童福祉費寄附金を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今予算の財源不足分の繰入金を計上いたしました。

17、18ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、3目雑入においては、全国自治協会共済金及び自動車取得税交付金を計上いたしました。

次に、6ページ、第2表債務負担行為補正を御覧ください。

債務負担行為の総合公園拡張事業委託料について、期間を平成31年度から令和10年度までに、限度額を2億7,258万2,000円増額し、4億9,636万7,000円に変更するものでございます。

次に、7ページ、第3表繰越明許費補正を御覧ください。

8款土木費、5項都市計画費の都市公園整備事業において、総合公園拡張事業委託料の7,200万円を、9款消防費、1項消防費の消防団詰所設計事業において、消防団詰所基本設計業務委託料の450万円を、いずれも事業完了が来年度となりますので、繰越明許費として設定するものでございます。

議案第47号の説明は、以上でございます。

#### ○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入を御説明しますので、補正予算書の53、54ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税において、産前産後保険税の減額分として、1節医療給付費分現年課税分を6万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分を2万円減額計上いたしました。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金において、1款国民健康保険税で減額した同額を、新たに7節産前産後保険税繰入金として計上いたしました。

議案第48号の説明は、以上でございます。

#### ○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の69、70ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、制度改正による介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修に伴い74万8,000円を増額計上いたしました。

2項徴収費、1目賦課徴収費において、介護保険料賦課徴収に係る郵便料とコンビニ収納手数料の不足により、8万6,000円を増額計上いたしました。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス費において、要介護に認定された方の介護サービスの利用増により、居宅介護サービス給付費を1,649万5,000円、特例居宅介護サービス給付費を16万6,000円、居宅介護福祉用具給付費を11万7,000円、居宅介護サービス計画給付費を594万1,000円それぞれ増額計上いたしました。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス費において、要支援に認定された方の介護予防サービスの利用増により、介護予防サービス給付費を47万円、介護予防サービス計画給付費を10万8,000円それぞれ増額計上いたしました。

71、72ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費において、在宅での介護者の増により、紙おむつ等支援事業費を18万円増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。65、66ページを御覧ください。

歳出の介護サービス費及び介護予防サービス費の増額に伴い、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫介護給付費負担金、2項国庫補助金、1目調整交付金、3款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、4款県支出金、1項県負担金、1目県介護給付費負担金、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金において、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町のそれぞれの負担割合に応じて増額し、2項、1目基金繰入金において、基金から繰り入れるため増額計上いたしました。

また、紙おむつ等支援事業の増額に伴い、2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金、6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金において、国、県及び町のそれぞれの負担割合に応じて増額計上いたしました。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、6目介護保険災害等臨時特例補助金の増額計上は、東日本大震災により被災した被保険者の方への介護サービス利用料等の負担を軽減するため、市町村に生じた特別の財政需要に対して財政支援されるため交付される補助金でございます。

67、68ページを御覧ください。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金においては、介護保険システム改修及び賦課徴収事業に係る事務費について、一般会計から繰り入れるため増額計上いたしました。

議案第49号の説明は、以上でございます。

#### ○水道課長（竹内健治君）

次に、議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の85、86ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費においては、人事異動に基づいた人件費の増を計上いたしました。

2款事業費、1項事業費、1目施設整備費においては、地方公営企業法適用業務委託料の増を計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、83、84ページを御覧ください。

3款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金においては、人件費等の増に伴う繰入金の増を計上いたしました。

5款諸収入、3項雑入、1目雑入においては、人件費の増に伴い水道事業会計負担金の増を計上いたしました。

6款町債、1項町債、1目集落排水事業債においては、公営企業会計適用債の増を計上いたしました。

議案第50号の説明は、以上でございます。

次に、議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正予算書の108ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、支出、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費においては、人事異動に基づいた人件費の増を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費においては、人事異動に基づいた人件費の減を計上いたしました。

議案第51号の説明は、以上でございます。

#### ○議長（大寄暁美君）

報告第8号 専決処分事項の報告についてから議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）までの説明が終わりました。



○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日12月6日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、明日12月6日は休会とすることに決定しました。

来る12月7日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時54分 散会〕

令和5年12月7日（木曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月7日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都筑新悟君	2番	茶谷佳宏君
3番	大嵯暁美君	4番	丸田博雅君
5番	橋場友昭君	6番	野田謙弥君
7番	中須賀敬君	8番	森川元晴君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	野田増男君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	中村裕之君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	宮原佳伸君
教育部長	夏目勉君	総務課長	百合草俊晴君
秘書課長	大松知彰君	企画課長	戸田典博君
防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	谷川雅啓君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	竹内健治君
会計管理者	宮崎典人君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大嵯暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、本日は傍聴者の方々にお越しいただきありがとうございます。お帰り際にはお手数ですが、お手元のアンケートを御記入いただき、ぜひ御意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

さて、昨日、東海市立市民活動センターで、知多半島女性ネットワーク主催の「ネット社会の見えないリアル、子供たちの現状」という講演を聞きました。児童ポルノ、児童買春など未成年に対する性犯罪、市販薬を過剰摂取するオーバードーズ、性病、特に梅毒が近年爆発的に増加していることなど、今、子供たちが多くの危険にさらされているというお話でした。そしてそれは、インターネットのSNSが入り口になっているという内容でした。当事者である子供たちの声や動画で実例を挙げられ、その現実につらくなると同時に、その幼い声や姿に驚きました。何も制限をかけずに子供にスマホを与えるということは、虐待と同じと講師の方が話されたことが心に残りました。

では、会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

## 日程第1 町政に対する一般質問

### ○議長（大寄暁美君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、5名の議員より質問の通告書を頂いております。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等を含めて50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様におかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないように、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員におかれましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後、再質問においては、一問一答とします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は厳にお慎みいただきますようよろしくお願いいたします。

最初に、7番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔7番 中須賀敬君 登席〕

### ○7番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。新風みはま、中須賀敬でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

今日は、運動公園の一部オープンまであと半年と少しとなりましたので、そのオープン後の運営についてと、

美浜町の人事行政についての2点に関する質問をさせていただきます。

では、1つ目、運動公園陸上競技場について。

名鉄知多奥田駅前前で整備が進む運動公園陸上競技場のオープン予定が、令和6年7月と差し迫っています。そこで、オープンについて、またオープン後の運営についてお尋ねします。

1番、陸上競技場のオープンはいつですか。

陸上競技場のオープンまであと半年と少しですが、オープンの期日はいつでしょうか。

2番、オープンの記念式典は。

オープンの日が決まれば何らかの式典を計画していると思いますが、具体的にどのような計画がございますでしょうか。

3番、オープニングのイベントは。

オープンの記念式典に合わせてオープニングイベントを何か計画していませんか。

4番、陸上競技場を核とした総合的な運営計画は。

陸上競技場の運営につきましては、オープン後2年間、すなわち令和7年度まで町の直営で運営を行う予定だと伺っております。例えば合宿の宿泊受入れ等、施設を核とした総合的な運営を考えたとき、どのような計画を考えているのか伺います。

5番目に、令和8年度以降の運営は。

令和8年度以降は、民間に委託する予定だと伺っております。現時点ではどのような計画でありますでしょうか。

次に、2つ目の美浜町の人事行政についてです。

美浜町では、平成8年度の第1次定員適正化計画から始まり、令和2年度までの計画年度とする第5次定員適正化計画までで、定員の適正化に向け職員を削減してきました。今年度より定年延長も始まり、有給休暇の消化日数の増加、男性職員の育休の積極的な取得も進められております。

そこで、美浜町の人事行政の定員管理について、また職員の皆さんの業務に対する働きがいについて伺います。

1番、第1次から第5次の定員適正化計画実施の評価は。

第1次から第5次定員適正化計画を進めてきたわけですが、ここまでの状況についてどのように評価されていきますか。

2番、第6次定員適正化計画について。

第5次計画までの課題を含めて、令和3年度から令和7年度の第6次定員適正化計画はどのような計画になっていますか。

3番目に、満60歳で令和5年度末を迎える職員について。

満60歳で令和5年度末を迎える職員の方々の来年度以降の働き方は、どのようになっていますか。

4番、有給休暇の消化日数は。

現在の職員の皆さんの有給休暇の消化状況はいかがでしょう。

5番、男性職員の育児休暇の状況は。

イクメンという言葉があるように、男性職員の育児休暇の取得についても積極的な取得が言われていますが、現在の状況はいかがでしょう。

6番、職員全体での業務に向かう働きがいについて。

若手職員もその上司たちも職員の皆さんが生きがいを感じられ、業務に対するやる気が持続するすばらしい職

場であるために実践しているということがあれば、あるいは考えていることがあるか、それをお答えいただきたいと思います。

以上で私の壇上からの質問を終えさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

おはようございます。

それでは答弁をさせていただきます。

初めに、運動公園陸上競技場についての御質問の1点目、陸上競技場のオープンはいつですかについてでございますが、運動公園陸上競技場のオープニングイベントを令和6年6月30日曜日（日曜日）に計画をしております。翌日が休業日になるため、陸上競技場オープンの期日は7月2日火曜日になります。

次に、御質問の2点目、オープンの記念式典はと御質問の3点目、オープニングイベントについては関連がございますので、併せてお答えいたします。

オープンの記念式典についてでございますが、運動公園の建設に当たり御尽力いただいた方をはじめ、来賓や関係者の方々に御出席いただき、テープカットや競技場の視察見学等を計画しております。また、式典終了後のオープニングイベントにつきましては、町民の方にも多く訪れていただけるよう、現在スポーツまちづくり推進室で検討しております。

なお、令和6年度は1年を通じてオープン記念事業として、各種スポーツ大会やコンサート等を随時実施していきたいと考えております。

次に、御質問の4点目、運動公園を核とした総合的な運営計画はと御質問の5点目、令和8年度以降の運営については関連がございますので、併せてお答えいたします。

本町が目指す健康、福祉、教育、経済を連動させたスポーツを核としたまちづくりの運営につきましては、直営時や民間委託後にかかわらず実現させることが大切と考えております。オープン初年度は、国からの交付金を活用しながら町が直営で行い、町民の健康増進プログラムの実証や各種大会等を開催しながら見えてくる様々な課題の検証を行うことで、新たな事業体へスムーズな移行ができるよう進めます。その後、民間への委託については、日本福祉大学をはじめ町内の関係団体と連携し、オール美浜の体制で取り組める新しい事業体へ委託していくことを考えております。

次に、美浜町の人事行政についての御質問の1点目、第1次から第5次定員適正化計画実施の評価はについてでございますが、本町では国の要請を受け、平成7年度に第1次の定員適正化計画を策定して以来、平成27年度に策定した令和2年度までの第5次定員適正化計画までの間、職員数の適正化に努めてまいりました。具体的には、平成7年度末時点での職員総数は246名でしたが、令和2年度には197名となり、25年間で49名の職員削減となっております。国はバブル期の過剰採用や平成の市町村合併による職員増、また不景気が長期間続いたことなどから地方自治体の職員数の削減を求めてまいりましたが、本町も要請に従い四半世紀にわたり職員の削減に努め、一定の成果があったと考えております。

次に、御質問の2点目、第6次適正化計画についてでございますが、令和3年度からの第6次定員適正化計画についても、当初は第5次までの計画と同様、令和7年度までに職員総数を197名から193名に4名削減する計画となっておりますが、計画を策定した令和2年度から新型コロナウイルス感染症による影響が大きくなり、平

時ではなく災害時の勤務体制を整える必要があったため、これまでのところ計画どおりには進んでおりません。

次に、御質問の3点目、満60歳で令和5年度末を迎える職員についてでございますが、来年度以降の働き方については、従来からの再任用職員としての勤務だけでなく、来年度から始まる定年延長勤務や民間企業等でお勤めいただくことも選択肢の一つとなっております。

次に、御質問の4点目、有給休暇の消化日数にはついてでございますが、今年9月末時点では、全職員平均5.8日間の年次有給休暇取得となっております。前年同月と比較し1.2日の増加となっております。10月以降も特に取得ペースが落ちる様子がないことから、全体としてはおおむね順調に取得できている状況でございます。

次に、御質問の5点目、男子職員の育児休暇の状況にはついてでございますが、今年子供が生まれた男性職員5名のうち3名が既に育児休暇を取得済みで、1名が近いうちに取得する予定となっております。また、育児休暇の制度説明については、子供が生まれた際に本人以外に上司にも行っており、役場全体で取得しやすい環境をつくるよう努めております。

次に、御質問の6点目、職場全体での業務に向かう働きがいについてでございますが、職場環境の向上につきましては、目標設定による人事評価制度の導入、働き方改革などの労働時間の短縮や男性の育児休暇取得奨励など福利厚生の充実、産業カウンセラーによるメンタルケア及び役場内で月1回開催している安全衛生委員会を外部の専門家のアドバイスを参考にするなど、様々な取組を行っております。しかしながら、実際には中途退職者や心身の不調による長期欠勤者は増加傾向にありますので、引き続き効果的と思われる制度の導入やサポートを積極的に行ってまいりたいと考えております。

初めてのタブレットの使用ということで、若干操作が不得手で申し訳ございません。

壇上での答弁は以上でございます。よろしく申し上げます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○7番（中須賀 敬君）

では、一つずつ順番に再質問をさせていただきます。

まず、陸上競技場のオープンの記念式典についてですが、どのような内容でどのようなゲストというのですか、お呼びになるのか、どのように計画していますでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

記念式典の内容にはついてでございますが、現在、全体を二部制で構成できて開催できればいいかと考えております。

まず、第1部といたしましては、愛知県知事さん、地元国会議員、また県議会議員、さらには町内及び大学関係者の方をお招きしての記念式典を計画し、その後、第2部といたしまして、町民の皆様誰でも参加ができるようなオープニングイベントの開催を計画しております。

○7番（中須賀 敬君）

オープニングイベントでは具体的にどのようなイベントを考えているのか、もう少し詳しく御説明できたらお願いします。

○企画課長（戸田典博君）

オープニングイベントの内容につきましては、町民の方1人でも多くこの陸上競技場に足を運んでいただく、また運びたくなるような事業を、現在スポーツまちづくり推進室と共に検討をしております。

現在まだ検討段階ではありますが、陸上競技の模擬の実施やサッカー、ラグビー等の大会の実施が、大学さんと協力をしながらできればと関係者と共に現在調整を進めております。

○7番（中須賀 敬君）

大体は分かりますが、オープンまでもうあと半年とちょっとですので、もう少し具体的なことは決まっていると思います。例えば有名なスポーツ選手や指導者などを招くとか、そのような計画で言えるところまでお願いします。

○企画課長（戸田典博君）

確かにもう来年半年を切っております。なかなか固有名詞までは大変申し訳ございませんが、ちょっと現段階では公表できる段階ではございません。もちろん町民の方皆さんに楽しんでいただけるような企画を、皆さんに公表できる時期が来ましたら早急に公表していきたいと考えております。

さらに、来年6月、7月についてはパリ五輪オリンピック等もございます。そちらに関係する現役選手等の出席は難しいかと思いますが、令和6年1月21日も今年も開催させていただきますが、毎年美浜町には飯塚翔太選手がお越しいただいております。ぜひ飯塚翔太選手にもこの新しい運動公園で、何かしらの気運醸成事業に協力をしていただければいいかなと考えております。

○7番（中須賀 敬君）

確かに飯塚選手には2度ほど今まで来ていただいております。現役の選手でもありますので、なかなかオリンピックの都合によっては、7月のオープニングというのは難しいかと思いますが、先ほどのお話にありました1年を通じてオープニング事業を取り組んでいくという話がありましたので、その中の一つとして、飯塚選手がまた参加していただけるとありがたいなと希望を言わせてもらって、次の質問に移らせていただきます。

町長の答弁の中で交付金の活用を予定しているという言葉がありましたが、その交付金についての説明をお願いします。

○企画課長（戸田典博君）

交付金の説明ということで、今年度も活用させていただいておりますが、国からのデジタル田園都市国家構想交付金を引き続き来年度も活用して、実施していきたいと考えております。

この交付金につきましては国からの交付金になりまして、東京一極集中の是非を図るために、また魅力的な地域をつくるためデジタルの力を活用し、さらには地域の課題解決に活用できる交付金でございます。事業費といましては、2分の1を国からの交付金として頂ける制度となります。

○7番（中須賀 敬君）

デジタル田園都市国家構想交付金、2分の1を国から補助が頂けるといのは大変ありがたいですが、それでもやっぱり大切な税金から出ているお金ですので無駄のないように、町も2分の1負担するわけですし、しっかり計画していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

具体的な健康増進プログラムという言葉が、先ほど町長の答弁に出てまいりましたが、具体的な内容を説明してください。

○企画課長（戸田典博君）

具体的な健康増進プログラムということで、現在、小さい子供から高齢者の方まで美浜町の町民の方の健康増進プログラムの開発、また実証について考えております。具体的には、保育所等の園児を対象にいたしました子供体力運動向上プログラムの開発や、小学生に対しましては、スポーツを活用しながらまた英語のアウトプット



能力の向上も目標とした事業といたしまして英語とスポーツ教育、さらに高齢者につきましては、デジタルを活用しながら可視化をしながら自分の体力に合わせた健康状態を見ながらできる事業のほうを、プログラムの開発を進めていきたいと考えております。

#### ○7番（中須賀 敬君）

子供体力運動向上プログラムの開発、英語とスポーツ教育、高齢者向けの健康体操、どれも素晴らしいと思います。ぜひしっかりと開発し、実施をしていただきたいと思います。

それでは、次に、各種大会を開催していきたいとありましたが、その開催予定はいかがになっていますでしょうか。

#### ○企画課長（戸田典博君）

先ほど町長の答弁でもございましたように、陸上競技場という名前でももちろん陸上競技場は陸上競技がございします。そのほかに、サッカー、ラグビー等ということでお答えをさせていただきました。今後の各種大会につきましては、そのほかにもアメリカンフットボールの大会や、さらにはコンサート、音楽フェスにつきましても、様々な催しがあので行われ、町内のにぎわい、また駅前のにぎわいと活性化につながるような大会の開催を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○7番（中須賀 敬君）

ただ先ほどから何度か言っていることと同じなのですけれども、各種大会は、大体前年度の大会のときに、終わるときにはもう翌年の大会が決まるというパターンが多いと思いますので、なかなか今から各種大会に食い込んでいくのは難しいのじゃないかと思うところはありますが、ぜひ、そうは言っても負けずに頑張る大会の誘致をしていただいたり、音楽フェスとかそういうことをやっていただけるようお願い申し上げて、次に移りたいと思います。

オール美浜という言葉がありましたが、大賛成ですが、本当にどうしたら経済の活性化に結びついていきますか、ここに関しては町長にお尋ねしたいと思います。お願いします。

#### ○町長（八谷充則君）

オール美浜が活性化にどう結びつくかということですが、そもそもこの陸上競技場運動公園を造るといふことの中の目的の一つが経済の活性化ということで、それ以外の目的というのは、先ほど答弁申し上げた健康、福祉、教育、こうしたことがあります。

地域経済の活性化という観点から言いますと、当然その陸上競技場というのは収益施設ではないものですから、収入だけでかかる経費を賄えるものではないというふうには、御答弁もこれまででもしております。ただ、そこに来ると地域にお金を落とされる。合宿をすることによってお泊まりになられる。そして、そこを利用する大学生は、下宿をしてこちらに住んで地域にお金を落とすという、そうした相乗的な効果というものがあると考えております。大会を開けば、大会は普通のいわゆる使用料以上の経費、いわゆる使用料というものもお支払いいただけるということがありますし、たくさんの来場者の方がいらっしゃるということから、経済的効果も大きいと考えております。

また、単にそうした一時的なものだけではなくて、先ほど言ったその健康の観点から言いますと、今先ほど課長が答弁したように、子供から高齢者までの健康増進ということ、このスポーツを核としたまちづくりの中で取り組んでおります。そうしたことによって、いわゆる高齢者の方々の健康が進めば医療費の削減につながるということもありますので、総合的に考えて効果がある、経済的にも効果がある。そこで医療費が減ってくれば、ほかの部分にサービスを充てることができるといったことがあります。

したがいまして、この陸上競技場という単体で物を見るのではなくて、それによって波及する効果、そうしたものの全てを含めた中で、美浜町にとってどうだったのかということを考えていきたい。昨今問題となっております知多新線、こちらの問題についても、やはり乗降客を増やして行って実績をつくり、そして事業者にダイヤの改正、あるいは存続といったことをこれからもしていかなければいけない。そんな中で、この陸上競技場の果たしていく役割というのは、やはり当初設計計画したときよりも大きくなっていると考えておりますので、やはりこの事業をしっかり進めなければいけない。また、多くの方に来ていただいて経済効果を上げていく必要があると考えております。よろしく申し上げます。

○7番（中須賀 敬君）

そのようなことで、いろいろな形で経済効果が波及して行って美浜町の活性化につながればありがたいと思いますので、大変ですがぜひ頑張ってくださいと思います。

では、次に、2つ目の美浜町の人事行政についての再質問に移らせていただきます。

第5次定員適正化計画実施まで49名の削減をしたとのことですが、実施に当たり無理はありませんでしたでしょうか。

○秘書課長（大松知彰君）

定員適正化計画に無理はなかったかという御質問ですけれども、主な職員定数の削減の取組については、図書館だと食と健康の館などの施設を指定管理にしたこと、それから部や課の統廃合による部課長職の削減を機構改革の都度行ってまいりました。また、一部の職を再任用短時間職員や会計年度任用職員の方に担っていただいて置き換えさせてもらったことによるものですので、現場のニーズに対応しながら進めてきたつもりです。

ですので、大きな無理が生じているとは考えておりません。

○7番（中須賀 敬君）

それでは、第6次定員適正化計画について先ほどの御答弁の中で、コロナのこともあつたりして予定どおりはうまく、計画どおりは進んでいないという御答弁をいただきましたが、令和6年度、7年度においても職員定数の削減を計画どおり進める予定かどうかをお答えください。

○秘書課長（大松知彰君）

令和6年、7年も削減を進めるかという御質問ですけれども、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の対応等で計画どおりの職員の定数削減は進んでおらず、むしろここ数年は運動公園整備事業等のため職員数は増加しております。また、業務量だけでなく男性の育休取得の奨励、働き方改革による時間外労働の削減など、以前よりワーク・ライフ・バランスを重視する必要が出てきておりますので、正規職員でも労働時間が減少傾向にあります。

結果として、人手不足の中、職員確保が必要な状況となっており、現在は当初の計画どおり削減を進められる状況ではございません。

○7番（中須賀 敬君）

本町では令和6年7月に陸上競技場がオープンし、また、学校再編の小中一貫校を進めるための人員など人数の負担増がこれからさらに見込まれますが、その点はどのように考えておりますか。

○秘書課長（大松知彰君）

業務量に応じて職員数をどうするのかという御質問ですけれども、人事担当としては、当然のことですが、業務量に応じて人員を配置できるよう努めてまいります。

○7番（中須賀 敬君）

では繰り返しますが、必要に応じた人員の増加は、当然必要に応じた部分は進めていくということによろしいでしょうか。

○総務部長（中村裕之君）

ただいまの御質問でございますが、ただいま秘書課長が答弁させていただきましたとおり、新規事業で業務量が増加する場合につきましては、必要に応じまして職員や非常勤職員を増員しまして対応することを検討しております。

なお、第6次の定員適正化計画におきましても、想定できる事業につきましては増員のほうを計画しておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（中須賀 敬君）

では、次に移ります。

先ほど説明にあった定年延長を希望する職員の方、今年度いっぱい60歳を迎える職員の方で定年延長を希望する職員の方はいますでしょうか。

○秘書課長（大松知彰君）

定年延長の職員についてですが、来年度の新規採用職員の人数を把握するため、満60歳で今年度末を迎える職員について事前に意向調査というものをしております。それによりますと、現時点ですが、定年延長を希望する職員も存在しております。

○7番（中須賀 敬君）

もちろん御本人が考えて選ぶ道ですので、ぜひいい方向でいけるように御協力をお願いいたします。

では次に、職員の有給休暇についてであります。現在何日与えられているのか教えてください。

○秘書課長（大松知彰君）

年次有給休暇ですが、まず年間20日間の年次有給休暇が職員には付与されます。ただ、その年度内に使わなかった日数が翌年度に繰越しになりまして、最大40日まで繰り越せることとなっております。

○7番（中須賀 敬君）

先ほど町長の説明によりますと、有給休暇が最大40日付与されているのに、先ほどの現在の取得日数というんですか消化日数、半年間での、それから類推しますと、現在大体年間で12日前後の消化になるんじゃないかと思われませんが、なかなか難しいこともあるかと思いますが、もっと職員の方の年休の消化日数を増やすべきではないのか、それに向けて何か努力していくことを考えていますか、教えてください。

○秘書課長（大松知彰君）

年休取得の促進についてでございますが、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、本町職員の年休取得日数は前年度と比較して増加しております。また、他の自治体の平均取得日数以上に取得できているという現状でございます。

今後も住民サービスを低下させずに、職員の年次有給休暇が取得しやすい職場環境の構築を目指してまいります。

○7番（中須賀 敬君）

では、次に、男性職員の育児休暇取得についての制度の説明をお願いいたします。

○秘書課長（大松知彰君）

育児休暇の御説明をさせていただきます。

育児休業は、男女関係なく子供が3歳になるまで取得することができます。男性には、産後パパ育児休と呼ばれ

る育児休業と通常の育児休業の2種類がございます。

最初に、産後パパ育休について御説明させていただきます。

産後パパ育休は、子供の出生後8週間以内に4週間28日まで取得することが可能です。また昨年の法改正により2回まで分割取得が可能となっております。また、休業中の給付についてですが、休業開始時の賃金の約67%、3分の2が社会保険から育児休業給付金として支給されることとなっております。

次に、通常の育児休業でございますが、こちらは子供が3歳になるまで取得が可能で、こちらも2回まで分割取得が可能となっております。給付については、取得から180日目までは賃金の約67%、181日から子供が1歳になる前日までは賃金の約50%が育児休業給付金として給付されることとなっております。

○7番（中須賀 敬君）

今の時代なのでしょうが、私たちが若かった頃と比べればいろいろな形で恵まれているなと思いますけれども、なかなか取りにくいという職場環境だと言出しにくいと思いますので、ぜひ取りやすいような職場環境であっていただきたいと思います。

さらなる先ほどの年休の消化に対しても、職員の皆さんが仕事に生きがいを感じてやる気が持続する、そんなすばらしい職場であっていただきたいと願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席にお戻りください。

〔7番 中須賀敬君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を9時55分といたします。

〔午前9時40分 休憩〕

〔午前9時55分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。

2番手は、チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

本日は12月7日、今から82年前の明日12月8日は日本が太平洋戦争に突入をした日でございます。ロシアがウクライナに侵攻してもうすぐ2年が過ぎようとしていますし、パレスチナのガザ地区におけるイスラム組織ハマスとイスラエル軍との戦争も悲惨な状況が日々報道されております。また北朝鮮からは、去る11月21日弾道ミサイルのようなものが発射をされて、沖縄県を対象にJアラートが発令をされました。

このように争いの絶えない国際情勢の中で、戦後78年間多くの先人の犠牲を無駄にすることなく、国際平和国家日本を築き上げてきた私たちは、これから先も未来永劫この平和が続くことを拳々服膺しなければならないと思っています。今日この頃でございます。

さて、ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

1つ目の大きな質問、これからの美浜町消防団についてお伺いをいたします。

初めに、その中でも1つ目、女性消防団員の登用はについてお尋ねをいたします。

私は、平成27年4月に美浜町議会議員に初当選させていただいた最初の6月議会において、消防団に関する質問を初めてさせていただきました。それ以来、この件について何度か質問をさせていただきましたが、議会傍聴者のアンケートに、住民は消防団なんか関心がない、もっとほかを勉強しろ、このように厳しい御意見を書かれてしまったことがございました。そんな見方をしている方にこそ、地域防災の要である消防団についていま一度御理解を深めていただきたく、あえて今回も取り上げさせていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。

ここでモニターを御覧ください。

これは、令和5年度総務省消防庁が報道用資料として公表をしております消防団の組織概要等に関する調査の結果のグラフでございます。4つお示しをさせていただきました。

全国的な調査でございますが、左上の1、消防団員数の推移では、年々団員が減り続けていることがお分かりになると思います。本町でも同様に、結団時には555名であった団員数も減少の一途をたどり、本年度には半数以下になってしまいました。さらには働き先を町外に有する団員が大半を占めておりますので、大規模な災害が平日の日中に発生したときには、もうとても対応ができないことは皆さん容易に想像がつくはずでございます。

反面、右上のグラフを御覧ください。

2、女性消防団員の推移では、平成25年頃から徐々に増え始めまして、本年度では全消防団の中の8割近く、もう78.3%に女性消防団員がお見えになりまして活躍をされております。

同様に、その下2つのグラフですけれども、学生消防団員数と機能別の消防団員数、これは本消防団員を補う形で右肩上がりに増加していることがお分かりいただけると思います。

この機能別消防団員と申しますのは、能力や実情、事情に応じて、特定の活動のみ参加する消防団員のことでして、私が以前から提唱しております私たちみたいなOBの団員もこれに該当すると思います。学生消防団員という方は、これは学生でありながら消防団員として活躍をされている団員のことで、本町にも福祉大学がありますので、学生の皆さんはぜひこういう活動に参加をしていただきたいと思います。

7年前の総務産業常任委員会視察では、半田市の女性消防団、これ臯月と言うそうですが、この関係者の方から結団当時の苦労話ややりがいについて貴重なお話を伺うことができました。私は、過去にも本町の消防団の改革を提言してまいりましたが、旧態依然とした体制は変わっていないのが現状でございます。男女共同参画の基本理念である性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現のためにも、そろそろ本町も本腰を入れて女性消防団員の登用を考えなければならない時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

次に、消防団の質問の2つ目です。班編成の再考と詰所整備計画についてお尋ねをいたします。

本年度当初予算に消防団詰所新築工事費として4,700万円が計上されております。これは奥田分団の詰所の建て替え工事に係る予算であるとの説明を受けましたが、本町の消防団の詰所で最も古いものは築60年以上経過をしております河和分団河和南班のものだと伺ったことがございます。野間分団の旧若松班、同じく旧細目班、この詰所は、新築をしたにもかかわらず現在は消防団の詰所としての機能はございません。反面、河和南班の詰所には、もちろん消防車、小型可搬式のポンプ、ホース等々が配備をされておりますが、耐力壁、これは地震の際の水平力に対応する重要な壁でございますが、これが内部で2枚抜かれており、一たび大きな地震が起きた際には、もうこれは倒壊のおそれがあるなんて段階のものではなくて確実に倒壊をしてしまいます。しかし残念ながら耐震補強も施されておられません。

私は、被災建築物応急危険度判定士としての立場から、以前からこの点を指摘させていただいておりますが、

いまだに改善されない理由をお聞かせいただきたいと思います。

3つ目です。消防団の操法大会を南知多町と合同で行う考えはございませんでしょうか。

本年度も第57回美浜町消防団消防操法大会が去る10月8日、美浜町総合公園センター広場で開催をされました。安全、正確に消防用の小型ポンプを扱い、放水までのタイムを競うものでございますが、私が現役の消防団員だった頃、恥ずかしながら今から40年以上前の話でございますが、これに収納のタイムも考慮をされておりました。出場チームも21班ございましたので、本年度は6分団10班で、来年には9班にこれが減少するとも伺いました。

南知多町も御多分に漏れず消防団員の減少は顕著でございます。本年度の操法大会の出場チームは6班だと伺っております。両町とも所轄の消防署は知多南部消防署でございますので、この際両町が合同で操法大会を行っても、15チームであれば十分半日で終われる規模ですし、お互いに切磋琢磨して士気も高まると思いますがいかがでございますか。

2つ目の大きな質問に移らせていただきます。

子育て支援施策についてお尋ねをいたします。

美浜町子育て支援、このようなキーワードでインターネットで検索をしますと、本町が行っている様々な子育て支援内容が紹介をされております。今回は、その中でも2点の成果についてお尋ねをいたします。

1つ目です。おむつ無償化の成果についてお尋ねをいたします。

八谷町長が選挙の公約として掲げられた保育所で使用のおむつの無償化、これは本年7月より実施をしておりますが、実際にやってみて保護者の皆さんの反応と、もしあれば結構ですけれども今後の改善点、これがあればお聞かせを願いたいと思います。

2つ目です。子育て世代住宅支援についてお尋ねをいたします。

本町では子育て世代への応援、転入及び定住を目的に、新たに住宅を取得する方に対して補助をしておりますが、昨年度の成果と本年度の現時点までで結構ですけれども、実施状況をお伺いいたします。

3つ目の大きな質問に移らせていただきます。

降ひょう被害についてお尋ねをいたします。

去る10月27日夕刻に本町で発生した降ひょう、いわゆる空からひょうが降ってきたことについてでございますが、各方面から被害を受けた内容の相談がございました。建築物、車両、農業施設、農作物等々、本町で把握しております内容と対策についてお伺いをいたします。

ここで再びモニターを御覧ください。

資料2の1、2023年10月27日美浜町における降ひょうでございますが、これは上野間地区在住の大崎秀樹氏から使用のお許しをいただいて皆さんに御覧をいただく写真でございますが、実際にノギスを当てて、このノギスというのは御覧のとおり球体とかパイプ状のものの直径を測る簡便的な計測器具でございますが、それを当ててその直径が分かるように撮影されたものでございます。写真を見ていただきますと直径が約30ミリほどあることが分かりますが、これは大崎氏によりますと翌日の朝撮影したもので、実際に降ってきたときにはもう一回り大きかったそうです。中日新聞でも最大4センチほどだったと報道されておりますので、ほぼゴルフボール大のひょうが天空から降り注いだと考えられます。

次に、資料2の2、降ひょうによる農作物被害の写真を御覧ください。これは、私自身が上野間地区の葉物野菜の被害状況を撮影したものでございます。畑全面が被害を受けておりまして、被害額は250万円から300万円にもなると新聞報道をされておりました。

最後に、資料2の3、降ひょうによるカーポートの被害状況の写真を御覧ください。これは本町北方地区在住

私の友人のお宅のカーポートの屋根の状況でございます。これはポリカーボネートという素材でできた波板の屋根でございますが、経年劣化の影響もあったようでございますが、機関銃で掃射されたように無数の穴が空いてしまいました。

このように多くの被害をもたらした降ひょうでございましたが、次の2点についてお尋ねをいたします。

1つ目です。町有財産への被害状況はどうだったでしょう。美浜町が所有する公共施設や公用車への被害はあったのでしょうか。

2つ目です。農業関連の被害状況と復旧支援対策についてお尋ねをいたします。

今回の降ひょう範囲は、上野間奥田地区から布土から北方、さらには河和の一部へと帯状に広がったようでございます。同じ河和地区でも新浦戸の辺りまで行きますと、ひょうの粒もそれほど大きくなかったように聞いております。局地的とも言える範囲内において、農業施設や農作物への被害状況はどうでしたでしょうか。また、被害に対する復旧支援対策をお考えでしょうか。

以上で私の壇上での質問を終わります。明確で分かりやすいお答えをお願いいたします。

**○議長（大寄暁美君）**

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

**○町長（八谷充則君）**

それではお答えします。

初めに、これからの美浜町消防団についての御質問の1点目、女性消防団員の登用はについてでございますが、自治体によって女性消防団員の登用方法は様々でございますが、県内でも多くの自治体で女性消防団員を登用しております。

本町消防団におきましても、団員の減少に伴い団編成の再編等を行っており、女性消防団員の登用は必要と認識しております。

次に、御質問の2点目、班編成の再考と詰所整備計画はについてでございますが、各分団の再編協議の状況及び詰所耐震診断等の結果に基づき整備をしており、今年度にあつては奥田分団詰所を建設しております。

河和分団につきましても、現在消防団との協議を進めており、令和7年度に複合施設とはなりますが、新たな詰所を建設するため、今議会に基本設計業務委託料に係る補正予算案の審議をお願いしております。

次に、御質問の3点目、操法大会を南知多町と合同で行う考えはについてでございますが、美浜町消防団消防操法大会は、消防操法の基準に基づき美浜町消防団の行事として実施しているものであり、町内の分団間で競い合うことが本来の趣旨でございます。本町消防団に南知多町との合同実施の意向を確認したところ、その考えはありませんでしたので、本町としましても合同実施の考えはございません。

次に、子育て支援施策についての御質問の1点目、おむつの無償化の成果はについてでございますが、保護者の皆様からは、これまでに登園時の荷物が減った、おむつに名前を書いたりする準備の必要がなくなったなど好意的な意見を頂戴しております。また、改善点に関する意見はありませんでした。また、保育園では他の園児のおむつを使用しないように気をつける必要がなくなり、使用済みのおむつについても園で処理することとしたため保育士の負担軽減にもつながっております。

次に、御質問の2点目、子育て世帯住宅取得支援についてでございますが、本町では子育て世帯への応援、本町への転入及び定住促進を目的に、平成30年度から新築及び中古住宅取得費補助事業を行っております。昨年度の成果といたしましては、町外からの転入世帯のみが対象であったため、1件の申請でございました。本年度に

つきましては、新たに町内の転居世帯も対象にしたことで、11月末時点で既に10件の申請がございます。

次に、降ひょう被害についての御質問の1点目、町有財産の被害状況はについてでございますが、役場庁舎、保健センター、保育所、小中学校、公民館等町が所有する主な公共施設のうち、被害のありました施設は総合公園体育館及び河和港駐車場の2か所でございます。総合公園体育館については、正面玄関前の駐輪場において、ひょうが当たったことにより屋根材に穴が空いたり一部割れ落ちる被害がございました。また、河和港駐車場については、発券機及び精算機の防雨テントに穴が空く被害がございました。いずれも修復等につきましては、材質・構造等も含め、現在工法等を検討しているところでございます。なお、公用車につきましては特に被害はございませんでした。

次に、御質問の2点目、農業関連の被害状況と復旧支援対策はについてでございますが、あいち知多農協やかんきつ出荷組合等からの情報も併せ把握している被害状況は、11月22日現在、農業用ハウス等資材・設備の被害が8件、農作物被害が30件となっております。

本町としましては、概況として愛知県に報告し支援を訴えているところでございます。このような自然災害による農作物被害を想定したものと、農業共済等が取り扱う収入保険や園芸施設共済がございまして、異常気象が当たり前の昨今、農業収入保険等の加入を促進し、農業者の経営安定につなげていくよう取り組んでまいります。

以上で壇上での答弁を終わります。よろしく申し上げます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、消防団にすることから順次再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の御答弁の中でも、県内でも多くの自治体で女性消防団員を登用しておりますとの御回答でございました。私どもはなかなか他市町の消防団の活動を拝見させていただく機会はそれほど多くございません。反面、防災課長はお立場上、他市町の消防団活動を御覧になる機会が多いと思いますが、具体的に女性消防団員がどのような活動をされているのか、見てきた範囲内で結構でございますのでお聞かせ願いたいと思います。どうでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

女性消防団員の活動状況についてですが、知多半島においては半田市をはじめとした5市の全て、それから阿久比町及び武豊町に女性消防団員がおります。

阿久比町では、5市と同様に観閲式や出初め式など式典運営の補助をされているほか、幼稚園・保育園での防火・防災教室などを行うなど、命を守るための教育を女性ならではの視点を取り入れ活動されていると聞いております。

また、隣の武豊町では、初の女性消防士として救急救命士を目指しており、現場経験を積むために地域の消防団に入団され、男性消防団員と同じ内容で活動されていると聞いております。

なお、今年の愛知県消防操法大会で豊山町と豊明市でございますが、女性消防団員がポンプ車操法と小型ポンプ操法に要員として男性と同じチームで出場されており、私自身相当驚きました。

○10番（荒井勝彦君）

非常に他市町の女性消防団員は御活躍をされておまして、今課長からの御答弁でも、知多半島5市5町の中



で5市2町に女性消防団員が活躍をされているというお話でございました。

美浜町も本当に本腰を入れて女性消防団の登用を考えていただけるということで、私は理解をいたしました。

さらには、先ほど私、グラフのほうで提示させていただきましたが、機能別消防団員、これはいろいろな得意な分野で活躍をされる機能別消防団員だけれども、その辺のところは、もし課長、他市町の動向を御存じでありましたら御紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○防災課長（富谷佳成君）

機能別団員がいらっしゃる消防団につきまして、5市5町この知多半島の範囲内ではございますが、半田市、それから阿久比町、武豊町に機能別消防団の方がいらっしゃいます。

#### ○10番（荒井勝彦君）

機能別消防団員も今、知多半島10市町の中では3市町に活躍をされているということ、これは美浜町でもぜひ必要な機能別消防団員だと思いますので、今後も考えていっていただきたいと思います。

操法大会に関しましては、南知多町と合同での消防操法大会を実施するお考えは、本町の消防団にはないとのお答えでございましたが、出場チームが1桁になった両町が今後も現体制で実施していくことで士気が低迷し、消防団自体が衰退してしまわないことを願いたいと思います。

操法大会というのは、それ自体を何か必要ないと言われる方も若干お見えになるみたいですが、消防の操法というのは実際にやってみますと繰り返し繰り返しやりますので、これはぜひとも操法大会で皆さんの技術を磨き上げていっていただきたいと思います。この件については、将来再考を望みます。

子育て支援に対する再質問に移らせていただきます。

保育所で使うおむつ無償化については、保護者からは好意的な御意見をいただいたようですが、これは何か対象者にアンケートとかそういうものを実施したのでしょうか。御紹介いただけたらと思います。

#### ○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまの荒井議員の御質問ですけれども、私ども7月からこの事業を実施しておりまして、先月11月に4か月ほど経過いたしましたので、利用されている保護者の方にアンケートを2点伺わせていただきました。

まず、1点目が、この事業をどう思っているかということで、いい、悪い、普通、中にはもう2歳になっておむつが取れているお子様もいらっしゃいますので、利用していないという、この4点を確認させていただきました。また、2点目につきましては、いい点、悪い点、また改善点等あるか、自由記載で保護者から意見を頂戴いたしましたところ です。

その中で、一応回答率としては80%ほどございまして、最初の1点目につきまして、よかったという意見が98%という形で、あと悪いという意見はございませんでした。利用していないという方もお見えになりましたので、こういう結果という形になっております。

また、自由記載の内容につきましてですけれども、先ほど町長が答弁したとおりで、荷物が減った、あと事前の準備、おむつに名前を書いたりしていただいておりますので、そういったものも準備の必要がなくなったとの回答が多くを占めておりまして、中には、あと無償で経済的に助かっておりますという意見もありまして、逆に、無償ということでこのままずっと続けていただけるのかといった御意見や、おむつが1種類でございましてかぶれたりする子はいませんかという心配される声もありました。

#### ○10番（荒井勝彦君）

本当におむつに関しては町長の公約でございましたけれども、これだけで終わらず継続をしていっていただきたいと思っております。

それでは、子育て世代の住宅取得支援について再度お尋ねをいたします。

昨年度は1件のみの申請で、実施したのも1件だけであったようですが、これはどのような広報の仕方をしたのでしょうか。ほかに対象者は全くなかったのでしょうか。

ちなみに、愛知県知多建設事務所には建築計画概要書という書類がございまして、これは誰でも閲覧をできる状態でございます。建築確認申請書とともに提出するもので、確実に建物を建てる方の情報がそこには記載をしております。このような書類を一々閲覧しろということまでは言いませんけれども、行政が提供するサービスの情報提供としては広く対象者にお知らせをする必要があると思っておりますが、どうでしょうか。広報の仕方についてでございます。

#### ○都市整備課長（平野和紀君）

広報の仕方ですが、美浜町のホームページもそうなのですけれども、広報みはまに年に1回載せたりだとかというのを昨年までは行っております。

なかなか申請者が増えないという御指摘も多々聞いておりますので、今年度は、例えば地元の宅建協会だとか建築士さんが役場にいろいろな仕事で来られたときに、こういう制度がありますというようなPRをしたりだとか、あと地元の商工会と連携しまして、先日の産業まつりでは、子供たちや親子連れが来るようなところにチラシを配ったりとか、あと保健センターにも乳幼児の健診でお母さん方が来られますのでチラシを配布したりということを行っております。

あとホームページにつきましても、なかなか今、カテゴリーのホームページ上は、建築、住宅の分野のところに入っておりますので、その辺はもう少し見えるというか検索しやすい改善は進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○10番（荒井勝彦君）

先ほどちょっと都市整備課長触れていただきましたけれども、私、今、美浜町商工会の理事を務めさせていただいております。商工会員の中には建築関連の業者も多く在籍をしておりますので、住宅支援の案内文書一つだけでも、これを提示することでより多くの対象者に情報が行き渡ると思っております。商工会から年に8回ほどだったような気がするのですが、大きな角封筒だったり小さな封筒だったり封書が届きます。その中についてという表現が的確かどうか分かりませんが、1枚ぺらを入れていただければ、それで我々みたいな商工会のメンバーに行き渡ります。中には、いろいろな元請工務店さんもお見えになりますし、土建屋さん、電気屋さん、板金屋さん、建築関連の業者がおりますので、その人たちからでも元請の代表の方等に情報提供をしていただければ、その元請の工務店さんは、我々みたいな零細の工務店さんにとっては営業のツールとしてこれが使えるはずでございます。そういったこともぜひとも考えていただきたいと思っております。

先ほど、保健センターにはそういう案内文書があるということもおっしゃってございました。先日、健康・子育て課長のところへ先ほどのおむつの件でお話伺ったところ、こういうのがありますよとすぐ提示をしていただきました。ありがとうございました。確かにこういうところで皆さんに広報をしていっていただきたいと思っております。

もう一つ、申し訳ないですが、ホームページ等が私たち世代では見えませんという方もお見えになりました。回覧板に入れてもらったらどうだと、こういうアナログな御意見でしたけれども、そんなこともまた考えていただけたらと思っております。

降ひょう被害について再度お尋ねをいたします。

先ほどの町長の御答弁の中には、様々な被害があったということでしたが、公用車については特に被害はなか

ったとのお答えでございました。私の友人の軽乗用車ですけれども、屋根に無数のへこみというほどでもないけれどもみずみが出ておりました。昨今の軽乗用車は天井も屋根も高い位置にありますので、目視で普通に立った位置からでは見にくいかもしれません。脚立等で上がったりして視線を落としてみると、随分本当に無数に天井、屋根がへこんでおりましたが、そこまで公用車というのは確認しておりますでしょうか。

○総務課長（百合草俊晴君）

公用車の被害についてでございます。公用車ですけれども使用年数も長い車両も多くて、これまでの使用中で山道等の走行の中で木の枝が当たった当たり傷だったり、こすり傷というのもあります。見分けが付きにくいという状況もありますけれども、職員の目視の確認においては、ボンネット、フロントガラス、議員おっしゃられる車両の上部、あと荷台等、ひょうが当たったことによる公用車の被害については報告を受けておりませんので、お願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

確におっしゃるとおり、山の中を走ったりするといろいろなものでこすれたりもするでしょう。経年劣化という車両もあるでしょう。自分の車のきれいな乗用車の屋根でしたら気づくかもしれませんが、ここは公用車についても、今後はいろいろな面で目を配っていただけたらと思うところでございます。

それでは、降ひょう被害の農業関連部分について再度お尋ねをいたします。

愛知県に報告をし、支援を訴えているところだと御答弁をいただきましたが、具体的な被害状況が町のほうで把握をしておればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

主にどのような被害があったかということですが、11月22日時点になります、農業用の資材で言いますと、パイプハウスのビニール破損、これが8件であります。あと農作物の被害としましては、野菜類の主なものとしてましてはキャベツ、タマネギ、白菜、カリフラワー、ブロッコリー、コマツナ、ニンジン、大根、カブ等でございます。果樹類につきましては、ミカン、ポンカン、キウイフルーツ、柿等になります。いずれにしましてもひょうによる破れや傷によるものでございます。

○10番（荒井勝彦君）

やはり随分農家の方々は、一生懸命育てた作物に被害を受けたようでございます。中でもいろいろな作物が被害を受けたようでございますが、一番被害が大きかった作物は何でしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

野菜類につきましてはキャベツです。あと果樹につきましてはミカンです。

○10番（荒井勝彦君）

本当にキャベツとかあいうものは、もう本当に無防備で面積も球になる前でしたら葉っぱなんかには直接当たれば売り物にならなくなってしまうのかなと思います。誠にお気の毒ではございます。

J Aが営業をしております一部の店舗と申し上げておきますが、こちらでは訳あり商品ということで、降ひょうにより傷のついた作物を安価にて販売をしていたようですが、これは本町のほうからあっせんをしたり農家の方にお声がけしたりとか、そういうことをされたのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

その件につきましては、町から依頼したものではございません。恐らくJ Aさんが行ったものと思われれます。

○10番（荒井勝彦君）

J Aが素早く動いていただいた結果なのかなと思いますが、美浜町においては、これからの美浜町の農業を支

えていってくれる若手の農業経営者が一生懸命頑張っておりますが、過去に例のない降ひょう被害を被った方々に対して、町として救いの手を差し伸べるようなことはできないもののでしょうか、どうでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

先ほど町長が申しあげましたように、近年自然の異変によるこうした被害が増加しております。そうした中で、町としましては、農業収入ですとか施設の保険加入への促進ということを進めておるところです。

ただ、今回、降ひょうの被害につきましては、被害が全域でなくて一定の区域であったということと、あと農業者以外にも一般家庭においても、先ほどカーポートだとかそういった被害も出ておりますので、公平性ですとか、あとそういう補償の財源、そういったことも含めて支援の方法に苦慮しているところがございますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

今、産業建設部長から支援の方法について苦慮しているというお答えでございました。十分苦慮をして温かい手を差し伸べていただけるように、何か文殊の知恵を絞っているいろいろな助成金等も獲得していただいて、若い世代の農業者の方に手を差し伸べていただけたらと思います。

残り10分を切りましたので、質問は以上いたしますが、消防団に関しましては、私は自分の議員としてのライフワークだと思っております。くどいとか、またかと言われても、私が議員である限りはこの質問はまたさせていただきますかもしれないので、御承知おきをいただきたいと思います。

女性消防団員に関しましては、もう全国で8割のところにあるということ、それと機能別の消防団というのは、現役世代のバックアップ予備役のような形で、まだ何とか動ける経験者を登用するということは、今後絶対に美浜町にとっては必要になってくることだと思います。

さらに、子育て世代の住宅支援に関しましては、やはり行政がやることですので不公平のないように、一部の人がその情報を持ったよということがないように、今後はきちっと隅々まで情報が行き届くような方策をしっかりと取っていただきたいと思います。

今回のひょうの降ってきたことですが、この地で生まれ育って私64年でございますが、この私にとっても初めてのことでございました。もう少し上の世代の方々にも伺いましたが、過去に経験がないとおっしゃっておりました。地球温暖化の影響が異常気象という言葉だけで片づけられない複雑な要素が絡まった現象が、今後もしも起こり得る可能性があると思います。

保険加入を促進すること、これはとても重要なことだと思いますが、先ほど私が申しあげました訳あり野菜や果物、こういったものをいち早く流通ルートに乗せられる仕組みを関係団体と共に構築をしていっていただくよう切にお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席にお戻りください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のために休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

〔午前10時38分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 橋場友昭議員の質問を許可いたします。橋場友昭議員、質問してください。

〔5番 橋場友昭君 登席〕

○5番（橋場友昭君）

皆さん、こんにちは。新風みはま、5番 橋場友昭でございます。

議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただいた一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

1項目めが美浜町の道路整備についてでございます。2つ目が美浜町の通学路についてでございます。

それでは、美浜町の道路整備について。

都市計画道路知多東部線、知多西部線は、南進が進んでいないように感じられます。現在の国道247号線の布土大橋や河和駅前交差点は通勤渋滞があり、休日は観光渋滞しています。また、生活道路を抜け道に使い、地域の生活や学校の登下校の時間帯とも重なり、大変危険に感じ深刻です。

町長は選挙のときに、知多東部線、知多西部線の早期開通が必要との発言をされ、その重要性を十分認識されていると思いますが、今後の町の取組について伺います。

1つ目で、知多東部線、知多西部線の今後の見通しは。

知多東部線、知多西部線の整備について、これまで何度も町として県へ要望されていると思いますが、今後の見通しはいかがでしょうか。

2つ目、隣接市町との連携状況はです。

知多東部線、知多西部線の早期開通には、関係する隣接市町との連携が不可欠と考えます。関係する常滑市、武豊町、南知多町との現在までの取組状況、また今後の連携についてどのように進めていく考えでしょうか。

大きい2つ目です。美浜町の通学路対策についてです。

美浜町の通学路対策について、町内の小中学生の登下校の様子も道路事情により変化していると考えます。また、河和南部小学校と河和小学校が統合されたことにより、以前の通学路とは変わっていると考えます。中学生においては、新たに自転車通学が始まる生徒もあり、児童生徒が安全に通学するために継続した通学路対策を行う必要があることから、次のとおり質問いたします。

1つ目は、通学路の対策箇所は。

現在の通学路について町が把握する対策が必要な危険箇所は、各学区にどの程度ありますか。また、それらの危険箇所についてどのように対応していますか。

2つ目で、今後の通学路の対策はです。

安心・安全な通学路の実現には、各学区の方々との連携をはじめ、スクールガードの立哨や現地での指導といったソフト面の充実、カーブミラーやガードレール等のハード面の整備が不可欠です。これらを総合的に結びつけ、計画的に実施していく必要がありますが、町の考えを伺います。

以上、私からの壇上での質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、答弁させていただきます。

初めに、美浜町の道路整備についての御質問の1点目、知多東部線、知多西部線の今後の見通しはについてで

ございますが、都市計画道路知多東部線、知多西部線につきましては、本町の渋滞緩和、交通安全対策及び災害時の緊急輸送道路となるなど、住民の皆様の安心・安全な生活を守る最重要路線と認識しております。

先ほど議員のお話にありました布土大橋、布土河和駅前交差点の渋滞につきましては、現在愛知県が対策を検討していると聞いております。

それではまず、知多西部線について御説明いたします。

知多西部線の常滑美浜バイパスにつきましては、平成16年度に常滑市の南小鈴谷交差点から美浜町上野間の県道小鈴谷河和線までの約3キロメートルが事業化され、常滑市内では約1キロメートルが供用開始しております。現在は、愛知県により常滑市内では名鉄知多新線と立体交差する箇所において線路を架線に切り替え、横断ボックス工事を進めております。美浜町内では、早期完成に向け、県道小鈴谷河和線までの全区間において盛土工事等を展開すると聞いております。今後の見通しとしましては、開通までにまだ数年かかると聞いております。

次に、知多東部線でございますが、阿久比町から南知多町までの延長約30.5キロメートルのうち、本町では、北方柿谷区画整理地内の約0.6キロメートル及び河和台から通称内海県道の上前田信号交差点までの区間約1.3キロメートルが供用開始しております。本町といたしましては、以前より国道247号古布信号交差点から上前田信号交差点までの約1.4キロメートルの古布バイパス及び河和台から県道小鈴谷河和線までの約0.8キロメートルの河和バイパスと併せて、武豊町からの南進を要望しているところでございます。愛知県におきまして、富貴駅南の名鉄知多新線との交差部を含む約1キロメートルの区間について、道路概略設計を実施していただいております。本町としましても早期の事業化に向け、最大限協力してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、隣接市町との連携状況はについてでございますが、知多西部線につきましては、平成16年度に事業化され、毎年事業を実施していただいております。知多東部線につきましては、武豊町からの南進を進めるため、武豊町、南知多町と3町合同で愛知県に対し要望するなど、早期事業化に向け連携しているところでございます。

今後につきましても引き続き、愛知県、武豊町、南知多町と連絡調整会議を行うなど、緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、美浜町の通学路対策についての御質問の1点目、通学路の対策箇所はについてでございますが、昨年度、各小中学校から報告を受けている危険箇所は、布土小学校区5か所、河和小学校区7か所、野間小学校区1か所、奥田小学校区5か所、上野間小学校区6か所、そして河和中学校区4か所、野間中学校区4か所で、町全体で32か所ありました。

各小中学校から報告されたそれぞれの危険箇所については、教育委員会をはじめ、防災課、建設課といった町の関係各課に加えて、半田警察署、知多建設事務所といった関係機関と連携した美浜町通学路対策推進協議会を設置しており、危険箇所における対策の検討を協議し、事故につながらないよう対応しております。

次に、御質問の2点目、今後の通学路の対策はについてでございますが、現在カーブミラーやガードレール等の整備のほか、各小学校区に交通指導員を配置し、主に国道横断での交通安全指導に当たっております。また、同じく各小学校区に地域住民によるスクールガードをお願いしており、危険箇所等での地域での見守り体制を整えております。

今後につきましても、安心・安全な通学路の確保について、学校、地域、関係機関とも連携を密にし対応してまいりたいと考えております。よろしく御願いいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○5番（橋場友昭君）

1点目から順番に質問させていただきたいと思います。

東部線の早期解決に向けての当面の渋滞緩和との措置とは思いますが、布土大橋、河和駅前交差点の検討とありましたが、どのような検討ですか。よろしくお願いいたします。

○建設課長（茶谷昇司君）

先ほどの布土大橋と河和駅前交差点の検討なのですが、布土大橋につきましては、昨年度実施した橋梁定期点検による補修、補強や架け替えの検討を踏まえ、現在は交差点改良を併せて行う橋の架け替えの方向で検討を進めていただいております。

また、河和駅前交差点のほうは、区画線の変更により渋滞解消を計画していると聞いております。

○5番（橋場友昭君）

検討のほう布土大橋の架け替えってなかなか進んでいなかったというのか、危険というのか、そこまでやっとなってきたのかなというところと、あと渋滞が緩和されれば、朝夕はかなり皆さんが渋滞に悩まされることがなくなるのかなと思いました。あと河和のほうもピーク時には時志の辺まで混んでいますので、線が少し変わるといって大分渋滞が緩和されるというのは、非常にいいことだと思います。ありがとうございます。

続きまして、西部線のことですが、西部線は動いているように思いますが、今後、開通までがあとどれくらいなのか具体的な数字が分かる範囲で結構なので、あと何年なのかというくらいで結構なので教えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

西部線の時期でございますが、県におきましても、毎年の事業費のこともありますので、まだ完成の年度については具体的なものは示されておられません。先ほど町長から答弁をされましたように、数年かかると伺っております。

ただ、ずっとここ数年毎年工事をしていただいておりますので、途切れなくやっただいてとということ、町としましても引き続き、早期完成に向けて要望を続けてまいりたいと思っております。

○5番（橋場友昭君）

県のほうもなかなかというところでは理解はしております。そのために何か、西部線、東部線含めてですけれども、町としてできることとかがもしあれば、先に行って県に要望ということもできるのではないのかなとは思いますが、例えばですけれども、用地を確保するために何か動きをすとか、線のところの大体の線が見えてきた中のかというのがあると思うのですけれども、その辺はどう考えですか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

知多西部線につきましては用地買収は終わっておりますので、後は工事を進めていただくと。知多東部線につきましては、今はなかなか先買いということを県のほうもされておられません、今、設計に入りましたので、道路設計をやって、法線がきちんとした段階でまた用地の取得ということが来ますので、そのときは当然町としましては、地元にも出向いて協力させていただくということになると思います。

○5番（橋場友昭君）

よく分かりました。また、動きが見えましたら、随時お知らせいただければと思います。

続きまして、先ほどの2点目ですけれども、平成16年から毎年実施されている連絡協議会というのがあるとい

うことでしたが、どのような連絡協議会で検討されているのかというところを教えてください。

○建設課長（茶谷昇司君）

平成16年度と申し上げましたのは、知多西部線の事業化が開始された年度でございます、先ほど町長が申し上げた武豊町、南知多町と愛知県との連絡調整会議というものは、早ければ今年度から始まっていくものになります。会議のほうは、先ほど町長が申し上げた愛知県と武豊町、南知多町、美浜町の、県と3町の構成となっておりますので、この中でいろいろ話し合っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。県と3町ということでしっかり話を詰めていただきたいのと、早期開通に向けて動いていただきたいと思ひます。

続けて、質問させていただきます。

2項目めの通学路に関してでございます。

32か所との報告がありましたが、32か所の改善はどれぐらいされているのかというのをお聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

小中学校では毎年通学路の点検、これは児童生徒、それから保護者、学校の先生方が点検を行っていただいております。小中学校から私どもに報告があった件数が32件でございます、今、質問あったのは、そのうちのどの程度改善されているかということでございました。

具体的にカーブミラーを設置したり、通学路のカラー舗装をしたり、あとスクールガードの見守りを強化とかいったことで改善ができているのは、32か所のうち14か所でございます。その他の箇所につきましては、引き続き信号設置の要望、また道路改良の要望など県や警察への要望をすること、あと草木が生い茂っているちょっと見にくいところもありますので、そういったところは地権者への草刈りの依頼をしている箇所等もございます。改善したからといって全て解決するわけございませんので、改善したところをしっかりと検証していくP D C Aサイクルを、私たちは回して見守っていきたいと思ひています。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。14か所ということで、まだまだというところでございます。

もう一点聞きたいのは、この14か所というのは、毎年あるところの積み重ねになってきているのか、単年度だけで行っているのかをお聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

通学路の点検、学校のほうで毎年やっておりますので、昨年度の報告について今、町長のほうが件数申し上げておりますが、また今年度も学校から危険箇所を取っております、実は、来週通学路の対策協議会をやる予定をしております。

これは、やはり教育委員会だけで把握しているものだけでは当然ありませんので、通学路を含めた道路、当然区長さんですとかスクールガードの皆さんから、毎日というか随時そういった報告があったら、危険度ですとか緊急度を調査して、すぐ取りかかることもございますので、毎回その協議会にかけて議論をして、それをやらなければ動けないというわけではございませんので、随時対応していきたいと思ひております。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。

来週もまたあるということですがけれども、地域の方からもいろいろ聞いてほしいなというのがあります。というのは、私自身も感じるのですけれども、危険箇所という認識がないまま自転車通学と徒歩で通学する場合に、



お互いに全然分からないところで、加害者、被害者になってしまう場合もあるのかなというのは、飛び出したりだとか止まれないとか、そういうところもあるとは思いますが。なので、毎年毎年恐らく変わってくる箇所もあるかと思いますが、その辺の対策、対応はしっかりしていただきたいと思っています。

先ほど来週にあると言っていました、そちらがこの美浜町通学路対策推進協議会ということでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜町通学路対策推進協議会、これにつきましては、たしか平成24年ぐらいだったと思うのですが、他府県で大きい通学路に関する事故が発生しました。近年でも他府県ではいろいろな、通学路にトラックが突っ込んでいったりという事件があります。そういうたびに国土交通省と文部科学省、それから警察庁、国においてもそういう省庁が連携をして対策を練るということ、教育委員会にも通達で来ます。私たちはこの協議会の中で、やっぱり教育委員会だけが把握しているのではなくて、防災課は警察とやり取りがありますし、建設課は知多建設事務所とやり取りがありますので、そういった横の連携と行政の縦割りのいいところを生かした連携をしていきたいと考えております。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。ありがとうございます。縦割りのいいところを生かしていただいて、しっかりと対策をしていただきたいと思っています。

あとですけれども、学校再編やワークショップなどで通学路の問題がたくさん出ていたと思います。その辺で、今後ですけれども、いろいろな場面で布土大橋、河和駅前等で通学路等が変わってくることも想定されますけれども、これは事前に保護者、地域の方々と、この辺も連携を取って先ほど言われた縦割りの中でやっていただけるのかどうかということと、これもっとこういうことが行われるということは事前に周知した上で、児童生徒さんにはちゃんとした登下校していただけるようなことをするのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

毎年通学路の点検をするという話も申し上げましたが、毎年卒業と入学を繰り返しますので、住んでみえる児童生徒も場所が変わる場合がありますので、当然その辺はしっかりやります。私たちが直接やるのではなくて、やはり学校が保護者としっかりと向き合って、そういった確認をさせていただいているのが実情でございます。

○5番（橋場友昭君）

しっかりとやっておられるということなので、今後も引き続き行っていただきたいと思っております。

私からは以上で終わるのですが、今後、道路事情がいろいろ変わってくると思います。ここにいる大人も含めて、児童生徒皆さんを含めて地域をしっかりと見守っていきながら、お互いに加害者、被害者にならないようにというのか、安心・安全なまち美浜町ということをしつかりと認識した上で、通学路対策、あと道路整備のほうを行っていただきたいと考えております。これには県、3町を含め、皆さんの大人としての対応が必要になってくると考えております。

私からの一般質問はこれで終わらせていただきたいと思っています。以上です。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、橋場友昭議員の質問を終わります。橋場友昭議員は自席にお戻りください。

〔5番 橋場友昭君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

〔午前11時16分 休憩〕

○議長（大嵯暁美君）

会議に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

本日の会議に、傍聴者より写真撮影に係る許可願の申請があり、これを許可いたしましたので、冒頭お伝えさせていただきます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 茶谷佳宏議員の質問を許可いたします。茶谷佳宏議員、質問してください。

[2番 茶谷佳宏君 登席]

○2番（茶谷佳宏君）

皆さん、こんにちは。2番、日本共産党の茶谷佳宏です。

私は目が悪いので、原稿を読むときには顔に近づけなければ読むことができません。そのため見ている人にはお見苦しい点もあろうかと思いますが、どうぞ御容赦お願いします。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、順次質問します。

初めに、1項目め、町民の健康増進について。

地方自治法に地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としてと記載されてあるように、町民の健康管理は自治体の責務であります。町民の健康増進に関する次の3点について質問します。

1点目は、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を実施しませんか。

带状疱疹は、水膨れを伴う発疹が体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3から4週間ほど続きます。この疾患は50歳以上になると発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人がかかると言われています。また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の人に長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性があります。

この带状疱疹を予防するためにはワクチン接種という方法があります。愛知県下でも既に33自治体で費用の一部を助成しています。そのため、本町でもぜひ費用の一部を助成してください。

2点目は、新型コロナワクチン接種費用の助成を実施しませんか。

今年度の新型コロナワクチン接種費用は、自治体が負担し本人の負担はありません。しかし今後、自己負担金が生じてくることが予想されていますので、健康リスクの高い人には、インフルエンザワクチン接種と同等の費用で接種が受けられるようにしてください。

3点目は、健康マイレージ事業をより一層広める考えは。

健康マイレージ事業は、町民の健康に関する意識の向上を図り、健診の受診や自ら取り組む健康づくり活動を推進し、健康寿命の延伸並びに健康保持に努めてきました。しかし、この事業に取り組む人数は伸び悩んでいます。取り組む人も比較的年齢の高い人が多いという現状があります。30歳代、40歳代から健康意識を持ち、健診や健康づくりに取り組む人を増やすことは、今後の美浜町にとってとても大事なことであります。新しい事業展開をし、若い世代に広める考えはありませんか。

2項目めは、学校給食についてです。

今年9月から給食費の多子世帯の負担軽減のため、給食費の減免が始まったことは、保護者から歓迎の声が聞こえてきます。この状況下で、令和6年度以降の学校給食の在り方に関する次の2点について質問します。

1点目は、令和6年度の学校給食費はどのように考えていますか。

物価高騰による賄い材料費が増えてきていることは承知していますが、保護者の負担も増加してきている状況で給食費を値上げすることは、さらに生活を圧迫することになります。令和6年度の学校給食費をどのように考えていますか。

2点目は、学校給食センターの運営はについてです。

学校給食センターの調理員は、会計年度任用職員が多数を占め、正規職員は4人となってきました。今後、学校給食センターの運営はどのように考えていますか。

3項目めは、学校再編第2回住民説明会の結果についてです。

こちらにつきましては、議長に提出しました一般通告書の段階では、住民説明会を行う前に出しましたので、そのときは未来形の文章で出しましたけれども、もう11月26日と12月1日ということで終わっておりますので、過去形の文章で訴えさせていただきます。

第2回の住民説明会が11月26日と12月1日に実施されましたので、説明内容と今後の進め方について、次とおり質問します。

1点目は、住民説明会の内容は。

学校再編第2回説明会で、学校候補地についてメリット、デメリットを踏まえて、どのように説明されましたか。また、候補地以外の地域に学校を残してほしいという意見等はありませんでしたか。

2点目は、今後の進め方はどのように考えていますか。

第1回説明会の質疑応答で学校候補地の決定について、候補地を住民の皆さんに示し、アンケートを実施し、候補地についての説明会を開催する予定だと答えていますが、いつ、どのような内容で、誰を対象にアンケートを実施しますか。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（大寄暁美君）**

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

**○町長（八谷充則君）**

午後の答弁も、ペーパーレス化の一環として行うタブレットを利用した答弁ということで、初めての試みですが、若干午前中も操作というか画面がたまにフリーズいたしますので、その辺は御容赦いただきたいと思っております。

それでは、答弁させていただきます。

私からは御質問の1点目と3点目をお答えし、御質問の2点目については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町民の健康増進についての御質問の1点目、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を実施しないかについてでございますが、他市町の状況を把握はしており、本町におきましても、令和6年度当初予算への計上を検討しているところでございます。

御質問の2点目、新型コロナワクチン接種費用の助成を実施しないかについてでございますが、現在は来年度以降の接種費用につきましては国の方針が決まっていないため、方針が決まり次第、検討してまいります。

御質問の3点目、健康マイレージ事業をより一層広める考えはについてでございますが、健康マイレージ事業は年間を通して健康づくりに取り組み、ポイントをためていただくものでございます。現在は、年齢の高い方の

参加者が多いことは認識しており、既に拡大に努めております。具体的には、30代から40代の子育て世帯が御家族でも取り組めるように今年度よりポイントをためるチャレンジカードを2種類に変更し、抽せん会についても、昨年度より町内の店舗に御協力いただき、多くの景品を用意しております。

また、愛知県が若い世代の方にもスマホから気軽に健康づくりに取り組めるよう、アプリを導入しております。このアプリを利用している市町村に利用状況等を現在、確認させていただいております。今後調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、学校再編第2回住民説明会の結果についての御質問の1点目、住民説明会の内容についてはでございますが、説明会では、小中一貫校の整備場所について、これまでお示ししてまいりました、1として、町の中央部エリア、2として、日本福祉大学に近い西部エリア、3として、最も人口の集中している河和地区に近い東部のエリアの3つのエリアについて、土地利用などの法規制、財政面、通学の利便性、防災面などのメリット、デメリットについて比較検討した内容及び検討した結果、将来的にも過度な財政負担とならない建設可能な候補地として提示できるのは、日本福祉大学の敷地内のみであるということをお説明させていただきました。

また、議員御質問の候補地以外の地域に学校を残してほしいという意見等はあったかにつきましては、既存の校舎を活用できないか、また、東西に1校ずつ小学校を残してほしいといった意見がありました。

次に、御質問の2点目、今後の進め方をどのように考えていますかについてでございますが、さきの答弁でも申し上げたとおり、実現可能な候補地は1か所のみであり、他の候補地を選択肢としてお示しすることができないことから、候補地選定のためのアンケート調査を実施することはできないと考えております。

結果として、選択していただくことができなくなりましたが、本町としては、ここしかない、ここがベストの選択であると考えており、今後はより魅力ある、特色ある教育をいかに展開していくかについて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

私の壇上からの説明は以上でございます。

〔降壇〕

#### ○教育部長（夏目 勉君）

次に、学校給食についての御質問の1点目、令和6年度の学校給食費はどのように考えていますかについてでございますが、学校給食の賄い材料における価格上昇が近年急激に伸び、現状や近隣市町の動向等を踏まえ、保護者等で構成する学校給食センター運営委員会で審議いただく中で、給食費の改定は妥当であるとの答申を得ておりますので、新年度からの改定に向けて準備を進めております。

次に、御質問の2点目、学校給食センターの運営はについてでございますが、現在、調理員のうち正規職員は4名で、この人数が、知識と経験により調理業務に従事する最低限の人数であると考えております。今後、数年後には正規調理員の退職が予定されており、現行体制未満の人数では調理業務に支障が生じてきますので、調理業務の民間委託導入を含め検討を進めてまいります。

#### ○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

#### ○2番（茶谷佳宏君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

最初の1項目め、こちらの再質問ですけれども、帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成について、令和6年度当初予算への計上を検討しているとのことですが、ワクチンの接種費用は結構高額です。生ワクチンですと、1回接種で約1万円程度、不活化ワクチンですと、2回接種で1回当たり2万円程度かかりますので、2回合わせる

と4万円程度になります。具体的にはどのくらいの助成を検討していますか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまは、令和6年度の当初予算への計上のどれぐらいの助成を検討しておりますかということですが、今年度実施しております知多半島内の市町がありますので、そちらの市町の助成額の状態等を加味させていただきまして、また茶谷議員がおっしゃられるとおり、ワクチンの種類によっては接種費用に差がありますが、現状予算計上で検討しておりますのが、1人当たり3,000円の助成で1回限りということで検討しております。

○2番（茶谷佳宏君）

今年の夏、テレビなどでこの帯状疱疹ワクチンについての報道が多く目にすることがありました。保健センター等にこのワクチンの問合せ等、相談はありましたでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ワクチンの助成の問合せ、相談等につきましてですが、問合せにつきましては実際ありますが、これまでに数件の問合せという状況になっております。

○2番（茶谷佳宏君）

40歳以下の発症率は1,000人当たり1年間で2人から3人ですが、50歳代になると2倍の5人程度、60歳代になると7人を超えるというような報告があります。私の知り合いにも痛みで生活に支障を来したという人もいます。中高年の町民の健康を保持するためにも、ワクチン接種のきっかけにするためにも、早期に実現をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。私も60代、町長、副町長も60代ということになりますと、美浜町のこの60代の人口というのは約2,900人います。1年間でこの約20人が帯状疱疹を発症するというようなこととなりますので、本当に自分たちの健康も含めて、町民の健康のためにも、ぜひ早期に実現していただきたいと思ひます。

次に、新型コロナワクチン接種費用の助成については国の方針が決まっていないため、決まり次第検討していくとのことですが、健康リスクの高い高齢者や基礎疾患を持っている人にとっては大きな問題であります。接種対象者や接種間隔などについて、最新の情報がありましたら紹介してください。よろしくお願ひします。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまの最新の情報をということですが、現在11月22日におきまして、国のほうで厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）が開催されまして、令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種の方向性が決まりまして、国からも私どもに通知が参りました。

その内容につきましては、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を、予防接種法に基づく定期接種として季節性インフルエンザや高齢者の肺炎球菌感染症と同じB類疾病に位置づけられます。また、接種対象者につきましても、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの基礎疾患を有する方が対象となります。また、定期接種の対象者以外の方につきましても、インフルエンザ等でも私たちが実は予防接種はできるということで、任意接種としての接種の機会を得ることは可能と伺っております。

なお、接種の間隔につきましては、年1回の接種で、時期としましては秋冬とすると伺っております。

○2番（茶谷佳宏君）

今、最新の情報ということで11月22日の会合での報告をいただきました。そこで定期接種になってくるということですので、できればぜひ健康リスクのある人たちにとっては、インフルエンザと同じような形で接種費用の助成をしていただけたらと思ひます。また、その時期に出されたということで、来年の当初予算に含まれる含ま

れないということについては、難しいことかもしれませんがぜひ検討のほうをお願いします。

次に、健康マイレージ事業について。30代から40代の子育て世帯で取り組むようにチャレンジカードを変更したとのことですが、どのような内容を変更したのか御説明ください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

チャレンジカードの変更につきましては、これまでは1種類だけであったチャレンジカードを、高校生以上のものと3歳から中学生までの方の2種類のチャレンジカードを用意させていただきまして、親子で、御家族で取り組めるように変更のほうをさせていただいております。

○2番（茶谷佳宏君）

親子で取り組めるようなチャレンジカードにということですが、それでは、どのような機会に今年度はそのチャレンジカードを配付してきましたか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

配付につきましては、健診の案内通知のほうへの同封、また、私どもの保健師がサロン、介護予防教室に出向いておりますので、そちらの参加者へ配付したり、あとは保健センターで実施しております3歳児健診にお見えになった方、あと配付ではございませんけれども、保健センター、体育館、図書館に設置をさせていただいております。

○2番（茶谷佳宏君）

いろいろな機会に配付されているということですが、今年度どのくらいのチャレンジカードを配付したか、把握していますでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

先ほど、お話しさせていただきました健診の案内通知への同封が7,500、サロン、介護予防教室や3歳児健診等においては約200ほど、合計7,700ほど配付をいたしております。

また、設置させていただいております保健センターなどの施設の窓口においても、600ほど置かせていただいております。

○2番（茶谷佳宏君）

配付のほうは、7,700から配付されているということですので、後はこれをどのように取り組んでもらうかというPRもぜひ進めていただきたいと思います。

それから次に、愛知県が導入しているアプリとは具体的にはどのような内容のものか説明をお願いします。

○健康・子育て課長（下村充功君）

愛知県の導入しているアプリなのですけれども、名称のほうは「あいち健康プラス」というものになります。

こちらですけれども、日々の歩数の記録や健康目標の設定、体重、血圧の記録などにより、御自身の健康管理や生活習慣の改善を支援するアプリとなっております。健康づくりに関する取組を実践し記録をしますと、健康マイレージのポイントのほうがたまってまいります。こちらは、ポイントのほうは現在実施しているチャレンジカードと同じような形になりまして、携帯電話のほうでポイントのほうを管理できるというものになります。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、このアプリを県内の自治体のうち、どのくらいの自治体を取り入れているのか把握していますでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

こちらのアプリの導入につきましては、令和5年度におきまして31の市町村のほうで導入をしております。

○2番（茶谷佳宏君）

このアプリを本町が導入した場合、本町の負担や個人の負担はあるのでしょうか。分かったら教えてください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

導入した場合の負担についてですけれども、本町が負担した場合、現在入っている31市町村が抜けなくてという形にはなってきますけれども、本町の負担としては年間約10万円ほどとなります。

また、個人の負担につきましては、御自身のお持ちの携帯電話、スマートフォンになりますけれども、そちらにアプリを入れていただくこととなります。このアプリの利用料につきましては負担のほうはありませんけれども、通信料のほうが必要という形になります。

○2番（茶谷佳宏君）

この30代、40代からの若い世代の健康づくりというのは、これからの美浜町にとってはすごく大事なことになると思いますので、ぜひ広めていただければと思います。

次に、学校給食について、令和6年度からの改定に向けて準備を進めているとのことですが、現状の小学生250円、中学生290円を幾らに引き上げるように検討していますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜町学校給食センター運営委員会で既に9月と11月に諮問、答申をいただいておりますので、そちらの検討状況について御報告させていただきます。

学校給食費の改定につきましては、学校給食運営に関して重要な案件は、この美浜町学校教育センター運営委員会に諮問、審議することが条例で定めております。今回、この運営委員会のほうで答申された金額でございますが、小学校が300円、中学校が350円に改定をさせていただくということで答申をいただいております。物価高騰分、約20%相当額の増額を見込んでおりますので、よろしく申し上げます。

○2番（茶谷佳宏君）

地方創生臨時交付金などの国からの交付金を活用して、物価高騰で増額となる賄い材料費に充てるというような考えはありませんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

国からの地方創生の臨時交付金の活用でございます。こちらにつきましては、物価高騰はもう昨年の2学期以降始まっておりまして、昨年も既に交付金を活用して充当させていただいております。本年度におかれましても、増額相当分について交付金を活用しております。これにつきましては、保護者の負担、給食費の改定をすることなく、増額分について町から負担をさせていただいている分でございますが、今後、来年度以降、国の交付金があって、それが活用できるようであれば活用も検討していきたいと考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

東浦町においても学校給食費の改定というのは検討されていまして、小学生が30円、中学生が40円の引上げをというようなことで検討されています。しかし、東浦町では給食費の改定はするものの、令和6年度は保護者への増額負担を求めない方向で検討されているということをお聞きします。

本町も令和6年度の保護者への負担の据置きを検討する考えはないのでしょうか。先ほどの臨時交付金や何かの国からの交付金が来れば検討するというような話でしたけれども、それに併せて、そういう据置きにする考えはないかということをお答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

東浦町を含めまして、この物価上昇に係る対応策につきましては、この知多地域のみならずいろいろな自治体

で今検討をしているところでございます。その自治体、自治体の考え方がありまして、そのような据置きにする、実際には値上げをするのですけれども据置きにする、その分は市町で持つという判断をされていることを検討している自治体もあると伺っております。本町におきましては、財政状況も踏まえまして、物価高騰に対応する保護者の負担はお願いしたいと現在考えております。

なお、将来の町を支える子供を多く育てる世帯、多子世帯の負担も大きいということで、既に本年度2学期から多子世帯の給食費の減免内容については、今後も実施したいと考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、次に、学校給食センターの運営について、調理業務の民間委託導入を含め検討を進めるということですが、正規調理員の退職で現状体制が取れなくなるというのは、何年後を想定しているのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

退職調理員が実際出てまいりますので、3年後、令和8年度を想定しています。現在、そういった民間委託をしている自治体もたくさんございますので、そちらの状況などを調査研究を行っているところでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

民間委託導入で、学校給食の安心・安全は確保できると考えているのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校給食の安心・安全でございます。調理業務の民間委託は、この知多地域の周辺自治体でも既に行われているところがございます。厳しい学校給食の衛生基準というのを遵守して業務に当たっているということを伺っておりますので、学校給食の安心・安全は確保できるものと考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

学校再編で小中学校が1校になった場合は、給食を自校方式にする考えはありませんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

自校方式というのは、学校の校舎の中に調理場があって、そこで調理をして提供するというところでございます。当然運送に必要とするトラックとか、そういうものがなくなりますので非常に効率がいいし、できたものをすぐ提供できるということで、知多管内では大府市の学校が知多半島で唯一、自校方式をやっているということをお伺いしております。財政状況を踏まえまして、安全・安心でおいしい学校給食の提供、これがもう基本でございますので、そういった自校方式も含めた検討を今後進めてまいりたいと考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

今、課長が言われたように、自校方式になることについてのメリットとして、温かい給食が食べられる。また移送にかかる費用が不要になる。それから今の給食センター自体が借地ということで、借地の費用自体もなくなってくるかと思うものですから、そういうことも踏まえて検討していただけたらと思います。

それでは、次の学校再編の説明会の結果についてに移ります。

土地利用などの法規制、財政面、通学の利便性、防災面などを比較、検討したと説明されました。しかし、町長からは、ここしかないという絞込んだ最も大きな要因は財政面ではないかというように聞こえましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○教育部長（夏目 勉君）

最大の要因は財政面なのかという御質問でございますが、教育委員会並びに町におきましても、令和10年の開校を目指す中で、最も実現可能な場所であり、また、特色ある新たな教育環境の創造に向けて、最少のコストで最大の効果が得られる場所を総合的に判断をしたものでございますので、よろしくお願いたします。



○2番（茶谷佳宏君）

それでは、11月26日と12月1日の2回の住民説明会の参加者数は、それぞれ何人いましたでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編の住民説明会、今回2度にわたって総合公園のサブアリーナのほうで実施させていただきました。

11月26日の日曜日に開催したときは141名の参加でございました。12月1日の金曜日の夜、開催した際には151名の方に参加をしていただきました。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、住民説明会の説明の中で、資料の中にスクールバスのことも書いてあったのですけれども、そのスクールバスの大きさというのは、大型バスなのかマイクロバス程度の大きさなのか、その辺はどのくらいの大きさのものを想定して台数というのは算出されていたのでしょうか。

○教育部長（夏目 勉君）

スクールバスの大きさについての御質問でございますが、スクールバスに関しましては、マイクロバスや大型バスを含めて想定をしております。道路事情、乗車児童生徒数なども含めまして、安全・安心の通学について今後しっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（茶谷佳宏君）

その説明会の中で、奥田の日本福祉大学敷地内というところでは、スクールバスの台数を15台から20台というような形で想定されているということがありました。営業運転しているバスやトラックなどの運転手確保が困難となってきている現状で、想定されているスクールバスの運行は可能と考えているのでしょうか。

○教育部長（夏目 勉君）

運転手の確保は可能かという御質問でございますが、昨今の現状におきまして運転手の確保が困難であることは十分承知をしておりますが、コロナも2類から5類に移行し、徐々に経済のほうも回復をしておる中で、今後しっかりと検討して可能となるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（茶谷佳宏君）

スクールバスの費用についてもちょっとお伺いします。ここで、15台から20台ということで、例えば計算しやすいので20台とした場合、以前の議会の質問で、運行に約1台500万円かかっているというような御答弁もあったかと思えます。そうすると単純に500万円掛ける20台とすると、毎年1億円という大きなお金がかかってくるかと思えますけれども、このうち、いろいろな形で国や何からの支援もあるかと思えますけれども、町が実際に負担しなければいけないお金というのは、この1億円のうちどのくらいと考えていますか。

○教育部長（夏目 勉君）

1台500万円当たりの維持管理費で、20台あるとすると1億円ということになるわけなのですが、以前にも御説明させてもらったかと思えますが、地方交付税の措置というのがございます。今現在、河和南部地域の子供たちを河和小学校のほうへ移送しておりますが、そちらでもマイクロバスを2台使っております。1台約500万円程度の委託料を含めた維持管理費がかかっております。そちらに関しましては、理論上、地方交付税で賄われておりますので、この小中一貫校に関しましても理論上では賄えるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大寄暁美君）

茶谷議員、あと7分ほどですので。

○2番（茶谷佳宏君）

理論上ということになりますと、地方交付税というのが算定には含まれているけれども、そのうち、これに対して幾ら来ているのかというのが分からないということになるのかと思います。その辺よく検討されていかれることを望みます。

それから次に、9月の議会で、町長答弁で、借入金の限度は20億円から25億円までというような形での御答弁があったかと思いますが、今回、日本福祉大学の敷地内という候補地であっても、約33億円と説明されました。財政面で最も少ない借入金ではありますけれども、これが9月の答弁された金額よりも8億円も多い中で、これが返済できていくと検討された内容について、少し説明してください。

#### ○町長（八谷充則君）

御説明します。その前に理論上と部長は申しましたが、普通交付税で算定しておりますので、理論上ではなく確実に入っておりますので、その点訂正させていただきます。普通交付税、特別交付税があって、普通交付税のほうはきちんと数字が決まっておりますので、そちらのほうは大丈夫です。

それでは、起債の額のことについて御説明します。

私は、この学校建設に係る費用については、3度、恐らくこの議場で答弁をさせていただいております。最初は、副町長の立場で令和3年6月に森川議員に対して御説明しました。そのときは、大体にじの丘学園が六十数億円で、土地取得等を考えると70億円ぐらいかかるだろうと。うち10億円を町の貯金でいって、当時は国の表向きの交付率2分の1ということで、半分を何とか頑張って補助金もらって、残りの30億円返す場合に、25年で3年据置きでいった場合に1億4,000万円になるという説明をしました。このうちの4,000万円ぐらいは学校が統廃合することによる費用の削減ということで、実質的に1億円ぐらいで返していけるのではないかと、これは可能ではないかという答弁をいたしました。

その後、令和5年9月、ちょっと2年ほど間が空いたわけですがけれども、この中で野田議員から御質問があって、私もちょっと令和3年の記憶が曖昧な中で、答弁でもそのようにちょっと記憶がという言い方をしたのですが、恐らく1年間当たりの返済額が1億5,000万円ぐらいと答弁しました。これは正しくは1億4,000万円でした。そして、20億円と言ったのが実は30億円だったということがあるのでありますが、このとき説明したのは、70億円に対して10億円が起債対象外、設計ですとか土地の造成ですとかそういったことで、残り60億円のうちの3分の1の20億円を補助金でもらって、残り40億円をお金を借りていくという形になる。違いますね。60億円、50億円で、70億円のうちの20億円が来て、残りが50億円で、そこから20億円ぐらいの貯金を使っていくとすると30億円ですねと、頑張って貯金をためて25億円ぐらいですねということで、20億円から25億円が限界かなということを使ったのですが、要は、幾ら借りるかというよりも、幾ら返していかなければいけないかというところがポイントなのです。

今回、その説明会で使わせていただいたのは64億円という数字になっております。このうちの、今回かなり厳しく実は見ておまして、私は3分の1の補助金を見たのですが、今回見たのは20%です。したがって、60億円のうちの12億円しか見ていないということになります。これ3割としても18億円で、ここ数年のつくっているところを見ると3割ぐらいもらえる可能性も高いわけですが、あえて厳しく見て12億円と見ております。これとあと町の貯金を19億円使って、残りが33億円という数字になります。これに対して、25年で今の金利を使って計算をすると1億7,600万という説明になるわけです。4,000万円の経済効果というのはそのまましておきます。残りは1億3,600万円ということになるわけですが、9月の答弁で申し上げたのですが、起債のうちの補助対象になったうちの起債の裏というか、補助裏というものに対しては交付税措置があるということで、恐らくそれが4億円程度はあるであろうと今計算しておりますので、実質的には、やはり年間の

返済額というのは1億5,000万円ぐらいになっていくだろうということです。

したがって、先ほどの4,000万円を引くと1億1,000万円ぐらいということで、当初見ていたよりも1,000万円ほど増えているわけですが、今、基金として積立てさせていただいています、小中一貫校のために教育施設整備基金というのを毎年積み立てております。最初は5,000万円ぐらいからスタートしまして、多いときは1億円。そして、去年はちょっと頑張って3億5,000万円、今年も2億5,000万円ですが、さすがにこのペースで積み立てていくと、今度は財政調整基金から積立てができなくなっておりまして、今年恐らく決算ペースで2億円ぐらい減るんじゃないかなということがありますので、ちょっとそれは厳しいので、1億円ぐらいかなと思っております。積み立てられると考えられるのは。

そうすると、先ほど言った1億1,000万円、1億7,000万円のうちの4,000万円が一緒になることによる効果、そして2,000万円分ぐらいが交付税が返ってくる部分、そして、1億円分ぐらいがもともと積むために回せていたお金ということでいけるのではないかと。これぐらいが建設できる範囲であろうと。あえてその補助率を3割もらえるだろうというものを2割に落としているのは、やはり今後の物価上昇分ということも当然考えられますので、若干その余裕とか、そうしたことにも対応できるような形で組んだ数字で御説明をさせていただいております。

当然、今後、非常にお金がかかってくるわけですね。茶谷議員、先ほど言われた帯状疱疹ワクチン、これをやっていきたいと思っています。これはお金必要ですし、18歳未満の医療費の無償化についても来年からやりたいと思っています。これもやはりお金が必要です。そうした形で、やはり行政需要というのはどんどん拡大しておりますので、そうした中で安定的に財政を回していくためには、やはりある程度の返済の上限というのを設けていく、それが1億7,600万円、これが実質的にはもう少し少なくなっていくわけですが、今このように考えているというところでございます。長くしゃべり過ぎてしまった。ということですので御理解ください。お願いします。

○2番（茶谷佳宏君）

最後、一言言わせていただいてもいいですか。

○議長（大寄暁美君）

では、どうぞ。

○2番（茶谷佳宏君）

美浜町の将来を大きく左右する学校再編については、住民の理解を十分に得る上で進めていかないと、人口減少や子供の減少に拍車をかけるようなことになってくることも考えられます。時間をかけて住民の理解をより一層得るためにも、繰り返しの住民説明会やアンケートの実施をぜひお願いして質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席へお戻りください。

〔2番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を14時5分とします。

〔午後1時51分 休憩〕

〔午後2時05分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。本日一般質問最後の議員、大岩です。質問させていただきます。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問の通告書に基づいて質問させていただきます。

私は、今回大きな質問を2ついたします。

1つは河和南部地区の養鶏場に対する臭気対策についてなのですが、以前、切山地区の畜産クラスター事業に対して2回ほど住民説明会がありました。私も2回参加させていただいたんですが、やっぱり住民の意見、かなりいろいろな意見が出ました。それほど近隣住民の切実な思いもよく聞きましたし、私も今、住んでいるのが河和の南のほうなのですが、たしかに住民の言われることも実感として分かっております。

その2回の住民説明会の件なのですが、その後、その事業自体の進捗状況が確認されてはおりません。また、毎年度実施している知多南部地区養鶏対策協議会では、この臭気対策についてどのような協議がされ、どのように対応していくのか、地元住民の大変気になるところでありますので、その点について、次のような質問をさせていただきます。

1、切山地区における畜産クラスター事業の進捗状況をお聞きいたします。

予算執行している事業ですので、現在どこまで進んでいるのか説明してください。

2、現存の養鶏場の対応状況はについて質問いたします。

4月に開催された知多南部地区養鶏対策協議会では、現存する養鶏場に対して清掃作業の徹底と施設管理及び修繕を指導していくとの報告がありましたが、その後の対応状況はどうなっているのかをお聞きいたします。

3、8月に開催された知多南部地区養鶏対策協議会の協議内容をお聞きいたします。

8月に開催された知多南部地区養鶏対策協議会では、4月以降の対策を踏まえ、今後の対策についてどのような話合いがありましたかお聞きいたします。

大きな質問の2番目、美浜町の同報無線についてお聞きいたします。

現在設置の同報無線が聞こえない、あるいは屋外拡声子局、いわゆる屋外型スピーカーは内容が聞き取りにくいとの意見を町民の皆さんから伺います。このことから有事の場合、全町民に十分に情報伝達ができないことが懸念されるため、次の質問をいたします。

1、現在の同報無線の受信状況をお聞きいたします。

町全体に屋外型スピーカーが設置されていますが、現状で電波を受信しにくいエリアを町は把握していますか。

2、ラジオ付戸別受信機を特別価格で販売する考えはありませんか。

現在、ラジオ付戸別受信機は高齢者を含む世帯等では特別価格で販売されていますが、屋内でも等しく情報が享受できるよう普及を目指した一律価格で販売する考えはありませんか。

以上のことについて、大きく壇上での質問2問をさせていただきます。町民の皆様にもよく分かるような答弁を求めますのでよろしくお願いたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは答弁させていただきます。

初めに、河和南部地区養鶏場に対する臭気対策についての御質問の1点目、切山地区における畜産クラスター事業の進捗状況はについてでございますが、令和4年度からの繰越事業にて実施しており、令和5年9月22日に入札を行い、工事事業者が決定しております。

建設予定の育雛鶏舎につきましては既に着工しており、年内に土工事を経た後、建屋の建設に入っております。年明け以降に内部設備、縦型コンポスト設置工事を進め、令和6年3月下旬の工事完了を予定しており、令和6年4月から施設が稼働する見込みでございます。

次に、御質問の2点目、現在の養鶏場の対応状況はについてでございますが、4月以降毎月愛知県と定期立入りをを行い、5月から臭気測定を実施しております。また、5月には愛知県によるハエ発生予防の説明会を、11月には環境対策説明会をそれぞれ事業者の従業員向けに実施しました。

事業者自身の具体的な取組としては、8月以降から臭気が強く発生する発酵乾燥ハウス出入口に車両センサー付カーテン及びシートを設置し、臭気の漏れを防ぐよう改修を進めております。

これらの取組につきましては、事業者及び美浜町のホームページにも掲載されております。

次に、御質問の3点目、8月に開催された協議内容はについてでございますが、本町と愛知県で行いました定期立入り状況について委員に説明し、事業者からは、これまでの環境対策に関する取組及び今後の改善計画について報告されました。協議会としましては、事業者の取組を見守りながら定期的な立入りや臭気調査を継続し、対策の成果を確認の上、地域への説明会の時期も含め検討してまいります。

次に、美浜町同報無線についての御質問の1点目、現在の同報無線の受信状況はについてでございますが、電波を受信しにくい場所は屋外拡声子局の真下や山影、鉄筋コンクリートの建物の裏側などで、そのエリアも把握しております。

次に、御質問の2点目、ラジオ付受信機を特別価格で販売する考えはについてでございますが、本町がメーカーから購入する代金は1台当たり約2万円で、このうち3分の1を愛知県の南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を充て、残りの3分の2を町と購入者が折半し負担しております。戸別受信機を平成23年から今年10月末までに約3,000世帯分を販売しており、残り6,000世帯に普及を目指した一律価格で販売するということは、本町の財政負担と公平性の観点からも考えておりませんので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○11番（大岩 靖君）

ただいま町長の答弁をいただきましたが、それでは、順次再質問をさせていただきます。

1点目の畜産クラスター事業についてなのですが、先ほど年内に建屋の建設に入り、年明けには縦型コンポストの設置工事などを進め、3月下旬に工事完了の予定ということなのですが、まず縦型コンポストの簡単な説明とメリット、効果、それを説明していただきたい。よろしく願いします。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、縦型コンポストにつきましては、密閉型のタンク内においてふんを攪拌、送風することによりまして発酵させ堆肥化する装置でございます。主なメリットとしましては、密閉型のため臭気対策が容易であること、また乾燥した堆肥を素早く生産できるということから、ハエの発生を抑えることが挙げられます。

今回の事業者が導入する縦型コンポストにおきましては、排気口に脱臭槽を設けて臭気対策を実施します。

○11番（大岩 靖君）

今の説明を聞きますと、メリットとしては、この縦型コンポストをやることによって臭気に対するのは当然、今までとは違うという捉え方でよろしいんですか。臭気が出にくいという捉え方でよろしいんですか。

○産業課長（三枝利博君）

そのとおりでございます。

○11番（大岩 靖君）

そういう装置があるんであればぜひとも導入していただいて、その結果をまた、その導入後報告していただきたいと思います。

では、切山地区のこの畜産クラスター事業、もともと建設中の鶏舎で先ほど育雛の収容はどのぐらいの規模を予定しているんですか。

○産業課長（三枝利博君）

ひなを3万羽の予定をしております。

○11番（大岩 靖君）

以前、私この臭気のことでも質問したときに、ひな鳥の場合は、卵を産む親鳥に比べて臭気に関してほとんど出ないということを受けたんですが、それはそういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

今回の鶏舎につきましては、完全なウインドレス鶏舎でありまして、先ほど申しました脱臭装置、これを備えた縦型コンポストを導入させていただきます。これは、補助事業を進める上で県と作成しました規模算定、これにおきまして発生する鶏ふん量から必要十分な容量、これを備えていますのでよろしくお願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

では、今おっしゃったような縦型コンポストは、臭気に対する今の対応は適切なんですね。また、この縦型コンポストを入れて不備があった場合はどういう対応をする予定でしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

先ほど説明させていただきました、一応県との規模算定におきましては、一応18立米ということで6万羽ほどの対応を備えております。今回3万羽ということですので、増設する予定はございません。

○11番（大岩 靖君）

では、今、先ほどの説明ですと、今回の鶏舎は完全ウインドレスの鶏舎ということなのですが、もともと完全ウインドレスの鶏舎と今までの鶏舎とはどのような違いがあるのですか、お聞きいたします。

○産業課長（三枝利博君）

今回の建築するひなの鶏舎ですが、トンネル換気を採用しております。鶏舎をトンネルに見立てまして空気を排出していきます。空気の出どころが一方向ということになることから、臭気への対策がしやすいということ、また空気の出どころについで、そういったものを設けて、臭いだとかほこりの飛散を防止します。本場の鶏舎につきましてはウインドレス鶏舎でございますが、一部の鶏舎につきましてはセミウインドレスという鶏舎でございます。換気方法につきましては、建屋の上部の開口部から排気される陽圧式換気という仕組みになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

では、今、建設中のひなの鶏舎は完全ウインドレスということで臭気対策がしやすいと、今おっしゃいまし

たけれども、このしやすいというのは臭気が出ないという捉え方じゃなくて、今までよりは臭気を処理するのがしやすいということではないですか。

○産業課長（三枝利博君）

おっしゃるとおりでございます。

○11番（大岩 靖君）

では、先ほど答弁の中で、本場の鶏舎の一部は今セミウインドレスと言って、何か天井のほうから換気するということになっているんですけれども、ですからじゃないのですが、説明会でも町民の方から言われましたけれども、その臭いの拡散ということを考えると、このセミウインドレスで天井から拡散するから、その臭いの原因が広範囲にわたると考えてよろしいでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

そういったことも一部考えられると思います。

○11番（大岩 靖君）

なかなかそう簡単には設置も難しいと思うのですが、この完全ウインドレスと聞くと、やっぱり窓がなくて臭いも周辺に漏れることがないようなイメージがどうしても出てくるんですが、換気は必要なはずですし、汚水処理もすると思いますが、では、今、造っている鶏舎の汚水処理はどのようにするのかちょっとお聞きいたします。

○産業課長（三枝利博君）

鶏は尿を出しませんので、縦型コンポストにてふん処理対応となります。鶏舎内の洗浄水につきましては少量ですので、敷地内で浸透していくこととなります。

○11番（大岩 靖君）

今、敷地内に浸透ということは、ちょっとよく意味が分からないのですが、結局処理した洗浄水を要するに側溝から流すのか、例えばどういうことなのか、もうちょっと分かりやすくお願いいたします。

○産業課長（三枝利博君）

敷地内で浸透させていくという、少量なんで水がということでございます。

○11番（大岩 靖君）

私は以前、この臭気のこと一般質問をしたときに、たしか、もし記憶が違っていたら失礼いたしますが、養鶏というのは牛、豚に比べると、し尿処理施設は必要ないということで、今おっしゃったとおり、おしっこしないという前提で今の縦型コンポストというような機械で攪拌して、それを乾燥化させて堆肥化していくとなると、今回の場合おしっこしない前提は分かるんですが、敷地内に浸透させるという、その浸透というのは単純に考えると、その敷地内の舗装されていないところに自然にその土地の中に浸透させていくという捉え方なのですか。それで本当に汚水の処理は大丈夫なのですか。

○産業課長（三枝利博君）

洗浄水でございます、浸透するのは、よろしく申し上げます。

○11番（大岩 靖君）

じゃ、その処理水という捉え方よりも、処理した後のほとんどその内容物としてはない状態というふうに捉えてよろしいんですね。分かりました。

それでは、今、現存の養鶏場の対応状況の中の答弁の中で、毎月町と県で立入りを実施していると、先ほど答弁のほうでありましたけれども、その実施している内容を細かくちょっと説明していただきたいと思っております。

○産業課長（三枝利博君）

まず、水質対策、ハエ対策、悪臭対策、これに分けて、その都度対策について現地にて細かい指摘、あと次回までに改善するようお願いをしております。改善ができていない場合につきましては、なぜできなかったのかというのにも確認をしております。

○11番（大岩 靖君）

今、答弁で言われた中で、例えば改善、今までどのようなことがその中で出てきましたか。その問題点としては。

○産業課長（三枝利博君）

やはり水質だとかそういった件につきましては、例えばU字溝に防塵フィルターを入れなさいとか、あと沈殿槽内に吸着炭、炭ですね、こういったものを順次設置するように、水質対策こういったことを指摘させていただいております。また、ハエ取りのシートを使用したモニタリング、あと製薬会社専門家による農場内のチェック及び施薬指導による効果的なハエ対策、また発酵舎の気密化整備工事、出入口に先ほど町長答弁申し上げました電動カーテン及びカーテン扉を設置した悪臭対策など、改善された取組についていろいろ報告をされておられて、そういったことのやり取りをしております。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

5月から、先ほど答弁の中で臭気測定を行っているということをお聞きしたのですが、じゃ、その結果をまず教えていただきたいと思います。

○環境課長（谷川雅啓君）

臭気測定結果の御質問でございますが、事業者の鶏舎のある地区は第3種地区に指定されております。こちらの臭気指数規制基準の数値は18ということになっております。5月から臭気測定を行って5月が16でございました。6月、7月が13、8月、9月が10未満、10月が14で、11月が10未満という数字になっております。測定開始以降、全て基準値以内の数値という結果になっております。

○11番（大岩 靖君）

今、答弁いただきましたけれども、まず第3種地域というのを簡単に説明してください。

○環境課長（谷川雅啓君）

町内を第1種、第2種、第3種と3地区に分けて規制の基準を設けております。第3種につきましては、いわゆる市街化調整区域が主な地域となっております。市街化調整区域でも2種の部類に入っているところがあるんですが、おおむね市街化調整区域の部分を第3種地区ということに指定しております。

○11番（大岩 靖君）

その市街化調整区域は分かるのですが、もうちょっと具体的にになると、例えば半径何メートル以内にどうのこうのとそういうことはないんですね、建物自体のことに関しては。

○環境課長（谷川雅啓君）

例えば、市街化区域からどれだけ離れているとか、そういった距離での規制はございません。

○11番（大岩 靖君）

では、現存の今の鶏舎は第3種地区ということなのですが、これ、いつ決定されたことなのですか。

少なくとも、いいですか、私も南部の近くに住んでいるんですが、最近のあの地区というのは商業施設もできました。物すごい集客施設もあります。県外からのお客さんもたくさん見える施設もあります。その第3種地区という取決めというのがいつ制定されたか申し訳ない、僕ちょっと勉強していないので申し訳ないのですが、ただ



現存はすごく流動人口もあるところだと思います。その辺を踏まえると、この第3種の認定が正しいのかどうかというのは今ここではやりませんが、それはどうなのかなというのをちょっと今。だから、ある施設が第3種と決めたのは大体いつぐらいというのがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

もしそれが相当昔であれば、今後それを考えていく必要になってくると思うのですが、どうなのでしょう。

○町長（八谷充則君）

区域の指定は市町村の中で、市は市が行います、町村は県が行います。したがって、いつ制定されたというのは、また課長から後日御連絡をしますけれども、少なくとも私が役場に入る前から決まっているのじゃないかなぐらいの、私が環境している頃から第3種ということで、その見直しについては、当然いわゆる今回問題とされているというか、御質問の養鶏場の周囲が、まだおうちがあんまり建っていなかった頃から第3種になっていると思います。そして、当然カインズ、フィールとかあいつた大型施設がなかった、魚太郎もなかった時代から第3種であると思っておりますので、当然、私もその環境担当のときに現状に合わせたその見直しということができないんだろうかということは、県に確認をしたことがございますが、なかなかそう簡単な話ではないということは聞いております。

ただ、順を追って環境審議会、いわゆるこれは県の環境審議会とか、そういったところに諮っていけば、全くできないわけではないということも確認はしております。

今は、まずはこうした対策をしっかり取っていただいて、そして、その改善状況を見るという状況でございますので、そのような御理解で、いつ指定されたということは、また後日御答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

確かに、今、町長の答弁で県とか国のほうで定められるというのは分かりました。じゃ、今後のことをまたよろしくお願ひします。

以前、私は、この臭気測定のこと一度この一般質問をしたときに、たしか愛知県、ここの自治体というのはたしか臭気の測定を、袋に空気を集めて人間がやると。以前、我々この養鶏場の視察に新しい施設を見に行ったときに、そこの施設というのは、やっぱり機械測定でアンモニア臭何ppmという表示が出るようになっておりました。私、これを人が袋で集めてその都度嗅いでというより、この何ppmいうのを数値化でできたら、もっと町民の人も理解を示してくれるのではないかなといったことも、一度言った覚えはあります。ただ、それに関して、確かに物すごい県のほうの例えば要望なり、すごいいろいろな段階があつて、かなり厳しい、難しいとも、そのとき聞いた覚えもあります。

ただ、今、町長の答弁のように、何とか今これから先も踏まえて、あの地区を集客も含めて活性化を考えると、やっぱりそれはきちっと進めていっていただきたいと思いますので、その点はまたよろしくお願ひいたします。

○町長（八谷充則君）

臭気については、いわゆるその物質の何ppmとかどれだけの量があるという測り方をしている都道府県と、愛知県のように、臭気指数と言って、空気の中でそれを何倍に希釈した場合に臭いをどれだけ感じるかという決め方、その2種類がありまして、愛知県はその臭気指数というものを取っておりますので、滋賀県に行ったときの、滋賀県がどういう状況か分かりませんが、測定器をもってこれがアンモニアが何ppmあるからとかというようなことは、できないということは御理解いただきたいと思ひます。

そして、臭気指数でいきますと、先ほど担当が答弁したように非常に一番緩い地域になっております。そして

私たちがかなり臭うなと思って、それを臭気袋に入れて半田のその検査場に持って行って測ると、これは基準以下ですということになってしまいますので、そもそもその基準に合うからどうだということではなくて、実際に、先ほどから担当が答弁しているいろいろな対策を取っている、そうした対策を取っていく中で、実際にお住まいの方々が、臭気指数よりも体験、実感として直ってきているのか、改善されてきているのかというふうなことをやはり見ていくべきだろうということは、担当とは話をしておりますので、そういったところで今後とも見守っていただくというか、注視いただきたいなと思っております。お願いします。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。じゃ今後、またよろしくお願いします。

それでは、もう一つ、先ほどの答弁の中で知多南部地区の養鶏対策協議会について、私、言ったんですが、まずその協議会の構成メンバーはどのようになっているかお聞きいたします。

○産業課長（三枝利博君）

まず事業者及び河和南部地区の3区長さん、あと民間企業さん、あと愛知県知多農林水産事務所の農政課、農業改良普及課、西部家畜保健衛生所、美浜町産業建設部長が構成員となっております。

担当課につきましては、産業課及び環境課となっております。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

それでは、毎年開設される協議会の中で、今回事業者より、前回の協議会から改善された報告内容があったら、それを教えていただきたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

ちょっと先ほども申し上げたんですけれども、まずU字溝内に防塵フィルターを入れたことですね。あと、沈殿槽の中に吸着炭を設置して水質対策をしたことです。あと、ハエ取りシートを使用したモニタリングや製菓会社の専門家による農場内のチェック等、効果的なハエ対策を進めております。あと、先ほども申しました電動カーテン及びカーテン扉を設置した悪臭対策、こういったものが改善された取組として御報告をされております。

○11番（大岩 靖君）

分かりました、ありがとうございます。

それでは、そのときに事業者に対する各出席の委員もしくはその企業さんから、どのような意見が出ましたか。

○産業課長（三枝利博君）

委員からは、ハエの発生状況につきましてはデータから見ても例年と比較して減少している、しかし臭いについてはまだ成果が出ていないとの意見が出ました。また、悪臭対策として堆肥の適切な切り替えし、これを行ってくださいということと、良質な堆肥として管理していくこと、あと鶏ふん運搬時にふんがこぼれるということですので、タイヤの付着物の除去等を徹底してくださいということを共有させていただきました。

県からは、定期立入りごとに場内環境はよくなっているが、臭いもハエにつきましても対策に終わりはないということで、継続して粘り強く続けるしかないという意見をいただいております。

○11番（大岩 靖君）

今の答弁の中で、鶏ふん運搬時にふんがこぼれてと今おっしゃいましたけれども、先ほどの縦型コンポストだとそういうことはないんですね。ということは、縦型コンポストは本場のほうはやっていなくて、その鶏ふんは外か何かに出ていて、それを運搬時にこぼれるというふうに捉えてよろしいんですか、これは。そうすると当然、それは臭いも当然普通に出ているとは思いますが。

○産業課長（三枝利博君）

縦型コンポストにつきましては切山の畜産クラスターの農場でして、今から造るということです。

この件につきましては本場の件で、知多南部養鶏協議会につきましては、この本場のほうを今、何とかしようということで取り組んでおりますので、今、区長さんから言われたのは、その鶏ふん運搬時のタイヤに付着しているもので、そういったものもちゃんときれいにして運びなさいというような意見で徹底させていただいております。

○11番（大岩 靖君）

今の本場のほうは確かにそれを進めていただかないと、現状のままではとても、できれば本当に縦型コンポストで全部処理していただきたいぐらいに持って行っていただきたい、それは当然運搬時に外に出して鶏ふんを運べば、運ぶだけで周辺にも多分臭いは拡散していきだろうし、その辺は特に、事業者に対してもそういうふうに進めて行っていただきたいと思います。

では今後、その今の協議会の内容で、事業者の対応も含めて今の町民に対する説明、今の現状、ホームページとはおっしゃいましたけれども、なかなかホームページを開いて、それに物すごく興味がある人は確かにそうかもしれないんですが、普通一般で、今日臭うなどかいうような人だと、なかなかそこまでホームページを開いてやることもないと思うのですが、今の内容の説明を、住民含めたそういう対応を考えておりますか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

住民説明会につきましては、先ほど当初に町長の答弁でありましたように、協議会のほうで検討はしております。今年の2月に行われた切山のクラスターの説明会において、今ある現存の本場の環境についての御意見をたくさんいただいたということも承知しております。それを受けて、協議会のほうで県と町で立入りをし、助言をしながら徐々に事業者の人に対応していただいているのは、今説明したとおりです。

説明会をするに当たって、区長さんたちもいろいろ協議をする中で、先ほどから言われるように、臭いとしていろいろ対策はしているものの、肌を感じる結果、劇的に臭いなくなったとかというのにはまだ至っておりません。そういう中で説明会をしても以前と何も説明できることは変わらないので、今やっている協議内容ですとか、事業者が対応している内容については、町のホームページまたは事業者のホームページのほうで写真をつけて報告はしております。説明会のときには、こういった対応をしたり、こういうことをやった結果、こういう効果が出ましたということ、ある程度きちんと説明できるようになってからじゃないと、ちょっと時期的には早いんじゃないかという意見もありまして、今、その時期については継続して、いつやるべきかということは検討しているところです。

先ほど、町長少し触れましたけれども、臭いについても今まで計測をしてはどうかという御意見もいただいて、環境課のほうで計測もしてもらっていますけれども、町長言われたように、実際の住んでいる人に、感覚で臭うとか、今日は臭わないとかというモニタリングを、あの地区だけではなくて、例えば、河和の辺までとか、かなり広い範囲で、複数の地点でモニタリングするというのも今検討しておりますので、よろしく願います。

○11番（大岩 靖君）

今、大変ありがたい答弁をいただきました。

確かに私も含め、かなり臭いについては、私のところにもかなり問合せはあります。特に雨の前だとか。

今の答弁のように、今後、今の本場のほうの施設がもっと改善されて、よくなっていれば結構なことなんです。何もただ単にそこを云々じゃなくて町内にある大切な企業ですし、しっかりやっていただきたい。だ

から、しっかりやっていただきたいがために、我々もやっぱり住んでいる地域の人の意見も本当に痛いほどよく聞きます。実際僕もうわあと言うときは何度もあります。今の意見のように、本当にモニタリングをその地域だけじゃなくて、ある程度範囲を広げて聞き取り調査をしていただきたいと思います。それによって、またこういう新しい案がまた出てくる可能性もあると思いますので、ぜひともそれはやっていただきたいと思います。

今、部長の答弁の中で、その説明会に対してなのですが、以前、1回、2回のその説明会は、切山の畜産クラスター事業についての説明会というふうで本当は切ってあったんですが、どうしても臭いが今、もとなっちゃうと、どうしても本場の臭いというふうになっていっちゃうと思っているんですが、今の答弁の中ですと、本場のほうの整備がある程度できないと、結局今やっている現状は、ホームページの中に載っているのしか出せないというふうになっているんですけども、やっぱり来年にはできるというふうで、切山地区の事業に関しては、もうここでこういうふうにできますよと言うだけで、区切って言われてその説明会をやればいいんじゃないかなとは思っているのですが、本場は本場の説明会は、現状はこうですから切り分けて説明するのも必要だと思うのですが、その点どう考えてみえますか。

**○産業建設部長（宮原佳伸君）**

この協議会につきましては、本場に限っていると、クラスターは別ということではなくて南部地区の環境のことですので、クラスター事業のことも併せて、今度協議会でどういうふうに両方のことを説明していくのかということも検討させていただきます。

**○11番（大岩 靖君）**

よろしくお願いたします。それと、先ほどのモニタリングの実施のほうも、ぜひとも検討じゃなくて、もう進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

同報無線に関してなのですが、先ほど答弁の中でエリアをとられたのですが、エリアの把握は当然していませんか。その入りにくいエリアというのを。

**○防災課長（富谷佳成君）**

入りにくいということで、電波を受信しにくいエリアという御理解でよろしいでしょうか。

同報無線の設置業者により受信困難なエリアについては示されておりますけれども、地形的に背面となる場所でも電波の特性上、回り込みや反射の影響などにより受信できる位置もありますので、個別受信機など購入されましたら、正午と午後5時の試験放送の電波を受信できる位置を家の中で探していただきたいと思います。ただし、それでも受信が不可能でしたら、購入から1週間以内であれば返品対応しておりますので、おっしゃってください。お願いたします。

**○11番（大岩 靖君）**

済みません。ちょっと早口だったので分かりにくいところがあったんですけども、たしか前、聞き取りにくいとかいう方には個別受信のラジオを購入していただいて、その購入していただいたラジオのアンテナを、まずその受信というか中継局のほうに向けないとなかなか聞き取りにくいというのを、たしか聞いた覚えがあるんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

**○防災課長（富谷佳成君）**

それでは、ゆっくりと。

個別受信機に限って言いますと、屋外拡声子局または中継局のほうにアンテナを向けていただくと受信しやすくなる、そういったことがございますので、できれば御自宅の中で一番、屋外拡声子局または中継局に近いとこ

ろに個別受信機を持って行っていただいて、アンテナを向けていただくと受信の確度が上がると思っております。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

たしか聞き取りにくいとか、もう一度聞く場合は、たしか広報の裏か何か、たしかここに付けていただければ放送内容をもう一度聞けますよということは載っていますよね。

○防災課長（富谷佳成君）

毎月の広報の裏表紙、こちらに記載がございますが、放送内容が聞き取りにくかった場合には、役場からの放送内容に限りますけれども、放送内容を確認するために電話番号を2回線用意してございますので、こちらで御確認ください。お願いします。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

やはり、私のところに問合せしていただいた町民の方も高齢の方で、やっぱりどうしてもそういう有事とかあったときの放送が聞き取りにくいのは、すごい不安を抱えると思います。今後こういう高齢の単独の世帯いうのも多分増えていくのを考えますと、やっぱり隣近所も含めてそうなのですが、そういう放送とか、そういうのを受信できたことを、できる限り皆さんに知ってもらえるように何とかこの先も進めて行っていただきたいと思います。

あと、一律の価格というのは、先ほどの答弁の中で、さすがにそれはちょっと難しいかなと思います。ただ、やっぱり今も言いましたけれども、高齢で単独の世帯になってくると不安要素というのがどうしても増えてくると思うのです。その不安要素を少しでも和らげる、少なくするためには、やっぱり今の行政サイド側の周知の方法も今後検討して行っていただきたいなと思っております。その点はよろしく願いいたします。

以上で、私の質問は終わりますが、先ほども本当に部長がおっしゃったように、この臭気に対する町民の皆さんは、ただの養鶏場云々という問題ではなくて、美浜町と考えた場合に、今、他府県も含めていろいろなところから観光客もいろいろ来ていただいております。我々もその流動人口も含め、やっぱり活性化を考えた場合に少しでも町民、そしてまた他市町から来ていただいた方たちが美浜町って結構いいところだな、面白いところだなと思ってもらえるようなまちづくりをやって行っていただきたいと思います。

特に、先ほど言った、私、今日この一般質問をして一番よかったなと思うのは、今のそのモニタリングです。確かにそれはやっていただきたい。それはそんなに難しいことではないと思います。確かに実施していただいて、現状を我々も行政サイドも全員が同じ認識をしていかないといけないと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問は閉じさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

これもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

---

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月8日から12月11日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、12月8日から12月11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

来る12月12日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後2時52分 散会〕

令和5年12月12日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月12日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例について
- 日程第5 議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 発議第7号 小中学校再編調査研究特別委員会の設置について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11までの各事件

追加日程第1 小中学校再編調査研究特別委員会委員の選任

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都 筑 新 悟 君	2番	茶 谷 佳 宏 君
3番	大 寄 暁 美 君	4番	丸 田 博 雅 君
5番	橋 場 友 昭 君	6番	野 田 謙 弥 君
7番	中須賀 敬 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	廣 澤 毅 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	中 村 裕 之 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	百 合 草 俊 晴 君
秘 書 課 長	大 松 知 彰 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 務 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君



健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	谷川雅啓君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	竹内健治君
会計管理者	宮崎典人君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、最近聞いた講演会の話を少し聞いてください。

先日、東京で開催された町村議会議長全国大会に出席し、その後、フリーキャスターの伊藤聡子さんの「地域から輝く日本へ」という講演を聞きました。大人の島留学、保育園留学、オーガニックコスメなど各地域での成功事例を挙げ、地域経済の活性化が日本の元気を取り戻す鍵だとお話しされました。中でも、Jークレジット制度のお話は、吉幾三さんの歌のように、あれがない、これがないと、ないものを嘆くのではなく、今あるものに目を向けて生かすことが大事で、田舎は田舎でいいんだと妙に納得し、うれしくなって帰ってまいりました。

さて、本日の会議は議案等への質疑、委員会付託です。議員は住民から選ばれた代表者であり、代弁者であることを肝に銘じ、議案への質疑や討論、また明日からの委員会での審査を通し、十分な審議を尽くすことをお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第1、議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第2 議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第2、議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第3 議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第4 議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第4、議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第5 議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第5、議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

こちらについて、2点質問させていただきます。

1点目は、今回の改正で減額となる期間は、予定日の前月から翌々月という表現がありますが、これは4か月減額されるということでしょうか、確認です。

2点目、出産日が予定日から変更になり、月をまたぐような変更になった場合の取扱いはどのようになるのか、説明をお願いします。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは初めに、今回の改正で減額となる期間についてお答えをいたします。

国民健康保険税は、月単位で計算し、減額の期間は、茶谷議員がおっしゃられたように、出産の予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分が減額となります。

なお、多胎妊娠、双子とか三つ子などの場合には、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分となります。

ただ、今年度、令和5年度については、この条例が施行された以後、つまり令和6年1月以後で該当する期間となります。

次に、出産日が予定月から変更となり、月をまたぐ変更になった場合の対応でございますが、この減額は第25条の3第1項の規定のとおり届け出ていただくか、第4項の規定で町長が、つまり町が何らかの方法でその届出の事項を確認した場合に減額を決定することになります。

したがって、出産前に届出が提出され、出産予定日を基に減額が決定している場合においては、出産予定日と実際の出産日が異なる月となった場合でも、減額する国民健康保険税の再算定は行わない運用という形で考えております。

また、出産前に減額の決定がされておらず、出産後に届出または町が出産を確認できたという場合には、出産日の属する月を出産月として、その前月から翌々月まで4か月間というような計算で減額を決定するという形で、後日決定するということとなります。

○2番（茶谷佳宏君）

今の御答弁ですと、出産予定日と出産日というのがずれた場合でも変更しないということですが、出産日が予定日よりもずれて、後になって月が変わってしまった場合というのは、出産日の翌々月までということにはならない、予定日の翌々月ですが、出産日の翌月までということになるかと思っておりますが、それでも再算定はしないということでしょうか。

○住民課長（藪井幹久君）

茶谷議員のおっしゃられるように、出産日がずれたとしても、そこは変わらず翌月までということで、合計4か月という形になります。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、もう一点聞きます。

例えば、4月に生まれた場合、出産した場合、事前に届出がなかったときですと、もう年度変わっているので、その場合については、前年度の分の算定はどのように算定されるのか、教えてください。

○住民課長（藪井幹久君）

年度をまたいでという形で届出がされたり算定をする場合についてでございますが、その場合においても、遡って前年度分、4月生まれですと、その前1か月ということになりますので、3月分は3月分で減額、前年度から減額をして、もしも納付されているようでしたらその分は還付という形で、4月、5月、6月分については、

改めて減額した形で算定をするということになります。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第6 議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第6、議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について質問させていただきます。

1点目、補正予算書の26ページ、3款、1項、1目社会福祉総務費において、価格高騰重点支援給付金の給付予定時期はいつになる予定でしょうか。

2点目、28ページ、3款、1項、4目福祉医療費において、子ども医療費増額の理由はどのようなことが考えられているのでしょうか。

3点目、30ページ、4款、1項、3目保健対策費において、母子保健衛生費国庫補助金過年度返還金は、どのような補助金の返還なのでしょうか。

4点目、40ページ、10款、5項、3目学校給食センター運営費において、賄材料費の増額補正ということですが、こちらの賄材料費の増額については6月の補正でも補正予算が提出されておりましたが、今回また提出する理由というのはどのようなことでしょうか。

この4点についてお伺いします。

○福祉課長（三枝美代子君）

それでは、1点目の補正予算書26、27ページ、価格高騰重点支援給付金の給付事業の給付予定時期ということですが、今決まっている内容の時点での手続でいきますと、基準日を令和5年12月1日現在、このときに美浜町に住民登録がある世帯、そして令和5年度住民税均等割が非課税である世帯が対象となり、1世帯当たり7万円の給付をいたします。

給付の方法については、今年度、既に給付しておりました3万円の給付と同じで、プッシュ型での支給方法を予定しておりますので、令和5年度の3万円の給付金を支給された世帯へ、支払通知書の確認ということで郵送させていただきます。したがって申請は不要となります。

その支払通知書の郵送ですが、システムの改修等行っていくしますので、令和6年2月上旬頃に支払通知書が郵送できるように準備をしていきます。

郵送した後、2週間ほど、口座の変更や、例えばこのお金不要ですよという連絡を受け付ける期間を2週間ほど設けますので、1回目の支払いについては令和6年3月上旬を予定しております。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、28ページ、3款、1項、4目の福祉医療費、子ども医療費増額の理由はについてでございますが、まず

今年度の前半、半ば過ぎまでの執行状況でございますが、コロナ禍が終息してきまして、受診控えがなくなったことに加え、住民の皆さんの活動や交流が増えることで、いろいろな病気が流行するようになり、増加傾向でございます。

この傾向は、社会全体の傾向といってもいいかもしれませんが、特に子供たちにはより顕著に表れおきまして、子ども医療の毎月の医療の扶助費は、予算として見込んだ額よりもさらに増加傾向という形になっております。具体的には、インフルエンザが冬だけでなく早くから流行していたり、ほかにもアデノウイルスとか溶連菌等々、コロナは終息しましたが、それ以外のいろいろな病気が流行いたしました。それに加えまして、直近の3か月では、自己負担分が1人一月100万円であったり150万円であったりといった高額な治療が行われておきまして、それを支払っております。今後も支払う必要が出てまいります。

こういった状況を踏まえまして、増額をお願いするものでございます。

#### ○健康・子育て課長（下村充功君）

私からは、御質問の3点目、母子保健衛生費国庫補助金過年度返還金はどのような補助金の返還かについてお答えさせていただきます。

こちらの返還金につきましては、令和4年度に実施いたしました母子保健事業における産後ケア事業、産婦健康診査事業に対する国庫補助金の返還金となります。

#### ○学校教育課長（近藤淳広君）

私からは、御質問の4点目でございます学校給食センターの運営費、賄材料費の増額、6月に補正したのだが、また今回補正する理由はということでございます。

秋以降、さらに食材の高騰、平均で16%から25%程度の価格改正が認められております。

文部科学省が示しております学校給食栄養摂取基準、これを満たす献立を維持することが非常に困難となっておりまして、今回、6月補正のさらに上乗せ8%増額をお願いするものでございます。

#### ○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

---

#### 日程第7 議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

#### ○議長（大寄暁美君）

日程第7、議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第8 議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第8、議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。

70ページの2款、1項、1目介護サービス費において、居宅介護サービス費が増額になった理由はどのようなことでしょうか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの御質問でございますが、居宅介護サービス費が増えた主な理由として考えられるのは、介護度の重い在宅介護の人が増えて、サービス利用の日数や回数が増えたことにより、1人当たりの給付費が増えたと考えております。

例えばですが、訪問介護のサービスでは、令和4年度末の決算数字でいきますと、利用の実人数は182人、日数・回数としては1万9,670でした。現在、令和5年度10月末では、実人数が161人、日数・回数は1万1,003の利用が既にごございます。

また、訪問リハビリにおいても、令和4年度末で実人数が37人、日数・回数では1,870でしたが、令和5年度10月末の実人数では36人、日数・回数は1,316の利用が既にごございます。

どちらも、実人数にはあまり差はございませんが、日数・回数では前年度決算の数字に近い利用になっておりますので、給付が増えているということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第9 議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第9、議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第10 議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第10、議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第11 発議第7号 小中学校再編調査研究特別委員会の設置について

○議長（大嵯暁美君）

日程第11、発議第7号 小中学校再編調査研究特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 廣澤毅議員、説明をお願いします。

〔9番 廣澤毅君 登壇〕

○9番（廣澤 毅君）

発議第7号 小中学校再編調査研究特別委員会の設置について。

美浜町議会に小中学校再編調査研究特別委員会を設置するため、美浜町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員 廣澤毅。提出者、美浜町議会議員 森川元晴、橋場友昭、野田増男。

次に、提案理由を御説明させていただきます。

現在進められている小中学校再編事業は、本町の将来を大きく左右する重要事項であり、学校再編に係る様々な課題を克服し、美浜の子供にとって、よりよい教育環境の整備を目指すことが必要不可欠であります。

しかしながら、ひとえに学校再編と申しましても、再編の方法をはじめ、校舎等の建設整備、通学方法の検討、地域との連携や再編後の跡地活用あるいはこれに係る健全な財政計画等、関係する課題は総務産業常任委員会と文教厚生常任委員会の2つの委員会にまたがる内容であること、また、その事業規模から住民の関心も高く、まちの将来に関わる重要な案件のため、特別委員会を設置し、調査研究を進め、議会として、まちに対し提言していく必要があるからであります。

次に、別紙を御覧ください。

特別委員会の名称は、小中学校再編調査研究特別委員会であります。

次に、設置の目的ですが、1つ目が、美浜町小中学校再編事業に係る再編計画及び整備に関する調査研究、2つ目が、美浜町小中学校再編事業に係る財政計画に関する調査研究、3つ目が、その他関連する調査研究であります。

次に、委員の定数は6名とします。

次に、議会閉会中の活動としましては、その目的達成のため、地方自治法第109条第8項の規定により、議会閉会中においても継続して調査研究を行うものとします。

最後になりましたが、本案は、議会運営委員会として提案するものであり、美浜町の将来を左右する重要案件を調査研究する特別委員会の設置案件ですので、同僚議員の皆様におかれましては、御理解と御賛同をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第7号 小中学校再編調査研究特別委員会の設置についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、発議第7号は可決されました。

お諮りします。小中学校再編調査研究特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、小中学校再編調査研究特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 小中学校再編調査研究特別委員会委員の選任

○議長（大嵯暁美君）

追加日程第1、小中学校再編調査研究特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。小中学校再編調査研究特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、添付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、小中学校再編調査研究特別委員会の委員は、添付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。休憩中に、小中学校再編調査研究特別委員会を開催し、正副委員長の互選をされるようお願いいたします。

再開時間は、追って放送でお知らせします。



[午前9時30分 休憩]

[午前10時00分 再開]

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をします。

休憩中に開催されました小中学校再編調査研究特別委員会において、正副委員長が互選されましたので報告します。委員長は丸田博雅議員、副委員長は森川元晴議員に決定されました。

以上で報告を終わります。

---

○議長（大寄暁美君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月13日から12月18日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、12月13日から12月18日までの6日間を休会とすることに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月19日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

[午前10時01分 散会]

令和5年12月19日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月19日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例について  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）  
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）  
議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第6 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第5までの各事件
- 追加日程第1 議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結について  
議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都 筑 新 悟 君	2番	茶 谷 佳 宏 君
3番	大 寄 暁 美 君	4番	丸 田 博 雅 君
5番	橋 場 友 昭 君	6番	野 田 謙 弥 君
7番	中須賀 敬 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	廣 澤 毅 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	中村裕之君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	宮原佳伸君
教育部長	夏目勉君	総務課長	百合草俊晴君
秘書課長	大松知彰君	企画課長	戸田典博君
防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	谷川雅啓君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	竹内健治君
会計管理者	宮崎典人君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（大寄暁美君）

皆様、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には、御出席をいただき誠にありがとうございます。

去る13日、14日に行われました各常任委員会では、議員、執行部の皆様の御協力により、慎重なる審査が行われたこと、併せてお礼申し上げます。

さて、早いもので今年もあと少しとなりました。皆様にとってこの1年はどのようなものだったでしょうか。

2023年は、コロナが5類になり様々な規制がなくなったものの、ウクライナ侵攻、ガザ地区への攻撃、日本経済の低迷、物価高騰、そして猛暑など、あまりよいニュースがなかった1年でした。その中で、美浜町の高齢者の方が子供たちにと寄附をしていただいたニュースは大変心温まるものでした。ニュースとしてはささやかな、世界的に見ればささやかなニュースでしたが、思いやり、慈悲の気持ちは連鎖すると言われております。誰かに大切にされると誰かを大切にしたいくなる、優しい気持ちに触れると優しくなれる、まだまだ世の中は捨てたものじゃないと、来年は懸念される多くの事柄が好転することを期待したいと思いました。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから  
議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてまで4件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第1、議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてまで、以上4件を一括議題といたします。

以上4件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月13日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査しましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により、議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例についての3議案につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により、それぞれ可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第43号の審査において、今回の改正により、例えば町長の12月の期末手当はどれぐらい上がるのかとの質疑があり、9万6,600円の増額となるとの答弁がありました。

次に、議案第45号の審査においては、地方公営企業法を適用することだが、運営方法や利用者に対してどんなことが変わるのかとの質疑があり、利用者の方に対しては、特に変更はない。運営方法については、水道事業と同じような決算報告等をするということになる。との答弁がありました。また、公営企業法を適用することの美浜町に対するメリットはとの質疑があり、本町に限らず適用することで、財務諸表の作成等を通じ、経営、資産等を正確に把握することができることに加え、損益計算により原価が明確になることで、施設の今後の更新財源を含め収益のあるべき水準を踏まえた料金の算定に役立てることが可能となるとの答弁がありました。

議案第42号及び議案第44号においては、質疑はありませんでした。

なお、4議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第42号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をします。

物価高騰で住民の生活は苦しくなっています。そのため、今回の一般会計補正予算でも価格高騰重点支援給付金が計上されています。住民の生活を支える立場である自治体の首長の期末手当は、生活給の位置づけは少ないと考えますので、町長の期末手当の引上げには住民の理解が得られにくいと考えます。このことを理由に、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第43号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例について、反対の立場で討論します。

1、条例で定める処理人口、処理能力が過大であり、実績と大きくかけ離れています。処理人口は970人に対して、小野浦地区の人口は180人余りであります。1日の処理能力も、320立米に対して令和4年度の1日最大処理量は233立米、年間で2万2,352立米であります。1日平均にしますと61立米となります。

2、地方公営企業法を適用することにより本町にとって何が変わるのかといえば、財務諸表が変わるものの、住民にとっても本町にとってもほかに変わるものはありません。

財務諸表が変わることにより、本事業の財政状況が明らかになり、使用料金を改定する際の説明根拠となるという説明がありました。また、地方公営企業法ではあくまで適用させることができるという条文であり、しなければならないという条文ではありません。国の言いなりになるのではなく、住民にとって不利益になる可能性があるときには防波堤になることも必要ではないでしょうか。

3、農業集落家庭排水処理施設特別会計の令和4年度決算では、総事業費が約3,100万円、そのうち使用料金は約230万円、一般会計からの繰入金金が約2,200万円となっています。使用料は総事業費の僅か8%にすぎません。このような事業に新たに費用をかけて特別会計から企業会計に変える必要があるのでしょうか。このような状況で農業集落排水事業の設置等に関する条例を定めることは、住民の負担増加につながるようになります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第45号 美浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第2、議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月14日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開催し、慎重に審査しましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにつきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

改正後の第25条の3第1項第5号に定めるその他町長が必要と認める事項とは具体的にどのようなことかとの質疑があり、第25条の3は出産被保険者に係る届出書に記載する必要事項について定めているが、その他町長が必要と認める事項としては、連絡先となる電話番号等が考えられる。なお、減額の対象について、その他町長が必要と認める事項というものは想定していないとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

[降 壇]

○議長（大嵯暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

議案第46号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。



本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 野田増男君 登壇]

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、12節委託料について、複合施設としての河和分団詰所の基本設計委託料とのことだが、建設予定地はどこか。また、何と何の複合施設で、いつ頃完成の予定かとの質疑があり、建設は河和台地内を予定しており、消防団詰所とこども家庭センターを併せた複合施設とし、令和7年度末の完成で進めていきたいとの答弁がありました。

また、債務負担行為補正について、総合公園拡張事業の期間が令和10年までと変更となった理由は。また、金額が2倍以上に増額となった理由はとの質疑もあり、期間については、令和3年に修正設計を行ったときに全体事業費も積算しており、そのときの事業費から年度ごとの事業費を均等割りすると令和10年度までかかるということで設定した。金額については、平成29年度からの事業費分と用地購入費を含めると既に5億5,000万円程度の予算をお認めいただいております。令和8年度までにソフトボール場を1面造る費用が今回計上する補正額となっているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大嵯暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、14節工事請負費の内容はとの質疑があり、来年度、河和保育所において乳児室が足りなくなる見込みであるため、河和児童館にある部屋を乳児室へ改修するもの。主な改修工事の内容は、河和児童館にある2つの部屋へ子供の荷物を入れる棚を設置することと、児童館の女子トイレを2歳児用の幼児トイレへ改修することの2点となるとの答弁がありました。

また、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費について、車椅子用昇降機の購入ということであったが、具体的にどのようなものかとの質疑があり、来年度、特別支援学級に車椅子の生徒が入学するため、バリアフリー化と併せて購入するもの。小・中学校にはエレベーターがないため、2階以上のフロアへ行くためには階段を使う必要がある。今回購入するのは、階段に取り付けるものではなく、キャタピラーつきの自走式で車椅子のまま台に乗って上がっていくものを予定しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（大嵯暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から

議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで2件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第4、議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第48号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第49号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から  
議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで2件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第5、議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第50号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論します。

歳出において、公営企業法適用に伴う財務諸表に切り替えるための予算が計上されています。この財源として、歳入において町債という借入金が計上されています。この借入金の返済は、公債費として後年に一般会計から繰入れされるものであります。先ほど、条例制定について住民の負担増加につながるとして反対しましたが、町の財政負担を抑えるためにも公営企業法の適用に反対する観点からも本予算に反対します。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第50号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

〔午前9時37分 休憩〕

〔午前9時47分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結について及び議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結について及び議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてから  
議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）まで2件一括

○議長（大寄暁美君）

追加日程第1、議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてから議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）まで、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。

本日、追加上程いたしますのは、議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてをはじめとする2件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案書（追加）のファイルをお開きください。

1ページ、議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の追加ファイルをお開きください。

3ページ、議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ130万5,000円を追加し、補正後の予算総額を90億6,895万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

壇上での説明は以上でございます。

〔降 壇〕

○産業建設部長（宮原佳伸君）

それでは、再び議案書（追加）のファイルをお開きください。

議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてでございますが、資料1を御覧ください。

本議会の報告第10号にて専決処分の報告をいたしました工事でございますが、仮設工事における矢板の打込み工において、当初電動式バイプロハンマ（振動式杭打機）による施工を予定しておりましたが、ボーリング調査結果に基づいた想定より浅い位置に硬い地盤があったため、必要な深さまでの打ち込みが困難でありました。硬質地盤専用油圧式杭圧入引抜機という機械による施工に変更する必要が生じました。

また、仮設ヤードで発生します掘削残土につきまして、当該工事内及び公園用地に仮置きする調整を行った結果、搬入路に敷き鉄板を設置する必要が生じました。

この矢板打ち込みに係る機種変更費用及び敷き鉄板の増工費用1,690万4,800円を増額し、変更前の契約金額6,426万5,300円を変更後の契約金額8,117万100円とするものでございます。

本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第52号の説明は以上でございます。

○総務課長（百合草俊晴君）

次に、議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

タブレットの補正予算書（追加）のファイルをお開きください。

初めに歳出から説明しますので、補正予算書14、15ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉事業において、寄附金を活用した報償費を計上いたしました。これは、町の進める子育て支援施策を応援するため子供たちにお年玉を支給してもらいたいという寄附者の意向を受け、協議をした結果、遺児手当受給家庭、障害福祉サービスの支給決定を受けている者、ともに18歳未満の住民を対象に福祉お年玉を支給させていただくものでございます。

次に、歳入予算の内容について御説明をいたします。

12、13ページを御覧ください。

18款1項寄附金、2目民生費寄附金において、社会福祉費寄附金の増を計上いたしました。

議案第53号の説明は以上でございます。

**○議長（大嵯暁美君）**

提案理由の説明が終わりました。

ここで、再び暫時休憩といたします。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

〔午前9時55分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

**○議長（大嵯暁美君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより順次、議事を進めます。

最初に、議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。荒井勝彦議員。

**○10番（荒井勝彦君）**

それでは、議案第52号の町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてお伺いをいたします。

ボーリング調査をしていると思いますが、橋脚の部分で硬い地盤が思ったところよりも浅いところであって、矢板が入りませんというような御説明だったと思いますが、ボーリング調査をそもそも何か所行ったのでしょうか。それが見つけられなかったということだと思いますが、これ、片一方の橋脚工事だと伺いましたが、次の年度にはまた反対側の橋脚も工事にかかると思います。今回のこの補正の分、次の橋脚、同じような似たような橋脚になると思いますが、それも加味して、次にはこれを基に見積りをし直すようなことになるのでしょうか。その辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

**○建設課長（茶谷昇司君）**

今回のボーリング調査のことになりますが、河川を挟みまして両側下部工、橋台に当たる部分を1か所ずつボーリング調査をやっております。それで、2か所ボーリング調査しまして、同じ地層を結びまして推定の地盤のラインを想定するわけですが、今回、結果論になりますけれども、河川から離れるにつれてだんだん硬い地層が浅くなってきておったのではないかと。今回、矢板を3枚ほど仮打ちしましたが、結果的にはそのような結果でございました。

ということで、来年度については、今回のボーリング調査で今年度よりも浅い位置で硬い地層があるというのは分かっておりますので、当初より硬質地盤専用杭圧入引抜機で計画していきたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

この補正予算の歳出にあります福祉お年玉という意味合いから、これは寄附された方の思いが込められているものだと思いますけれども、どのような形で支給されるのか、また、いつ頃支給されるのか、その辺の説明をお願いします。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの御質問でございますが、対象となる福祉サービスを受給している方、それから遺児手当の受給世帯の家庭で、ともに18歳未満の住民の方に福祉お年玉をお渡しさせていただきますが、まず対象の方の児童の確認をしまして、対象者世帯宛てに配付の案内通知を送らせていただきます。日程としましては3日間ほど予定しております。役場に取りに来ていただくという形になります。

案内通知には、その日程で御都合の悪い方等、取りに来られないという方についての調整をするため、福祉課に問合せをいただくようにするつもりでございます。

日にちは、年明けの1月4日、それから5日、9日の3日間を今のところ予定しております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。



お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大嵯暁美君）

日程第6、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員長より議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各常任委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和5年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案申し上げました報告第8号 専決処分事項の報告についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただいたことに対し、まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

議長の挨拶にありましたが、早いもので12月ということですが、私はこの1年間、本当に長い1年でございます。長く感じた1年です。4月以降、皆様方の御協力、また特に職員にも本当に協力してもらって、ここまでいろいろな課題に取り組んでまいりました。まだまだ道半ばではございますけれども、おかげさまで皆様の御協力ですmoothに來られたなど感謝をしております。

そんな中で、やはり運動公園の話と、それから小中一貫校のことが大きなテーマで、その中の小中一貫校については、皆様方で今回特別委員会をつくっていただいたということで、今後は町と議会が一緒になって住民にいろいろと話を聞き、説明をしていくと。茶谷議員の一般質問にあったように、まだまだ300人だけしか説明会に

は来ておりませんので、今後、いろいろな機会を捉えてこちらから出向いて説明をするような御案内をしようと思っておりますけれども、皆様方にも、開会の挨拶で申し上げましたけれども、議員の皆様のところには住民の方から様々な御意見、御要望が届くと思いますし、また皆様方からも町の考えていること、皆様の考えていることをお伝えいただきたいと思っております。

まだまだこれからやっていくことがいっぱいあります。課題もいっぱいあります。皆様と一緒に考え、そして解決していきたいと思っております。来年がより明るい年になるように、皆様方と一緒に迎えられることを切に願っております。本当にありがとうございました。

[降 壇]

○議長（大嵯暁美君）

ありがとうございました。

これにて令和5年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

[午前10時50分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月19日

美浜町議会

議長 大 寄 暁 美

議員 野 田 謙 弥

議員 森 川 元 晴